

第85回 憲法を考える映画の会

レーン・宮沢事件

—もうひとつの12月8日—

手元資料

■日時：2025年12月7日（日）
13:30～16:30
■会場：文京区民センター 3A会議室
(地下鉄春日駅・後楽園駅)

■プログラム

13:30～13:40 この映画について
13:40～14:35 『レーン・宮沢事件』上映
(52分)
14:35～14:50 お話「映画の背景」
ビデオプレス 松原明さん
14:50～15:00 休憩
15:00～15:45 参考映像上映
『兄はスパイじゃない』
15:45～16:00 軍機保護法と「スパイ防止法」
16:00～16:30 トークシェア

■参加費：一般 1000円 若者：無料

第85回 憲法を考える映画の会

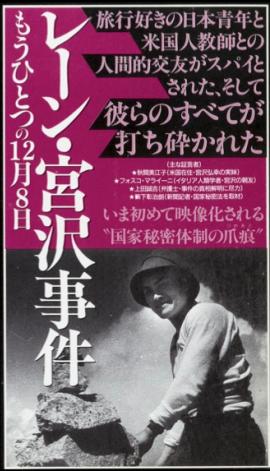
レーン・宮沢事件

もうひとつの12月8日

2025年 12月7日 (日)
13時30分～16時30分
文京区民センター 3A会議室
(地下鉄 春日駅 2分・後楽園駅 5分)

■プログラム
13:30～13:40 この映画について
13:40～14:40 映画『レーン・宮沢事件』(52分)
15:00～16:30 トークシェア
(トークシェアの中に、ほかの映像作品の参考上映、映像の内容に詳しい人のお話をなども検討中です)

■参加費：1000円（若者：無料）
予約、前売りなどは行っておりません。
参加者は、会場でお支払い下さい。





この映画を見て考えたいこと

[レーン・宮沢事件]とは

太平洋戦争開戦日の1941年(昭和16年)12月8日、北海道大学工学部2年の宮沢亮幸さんと、北海道大学予科の米国人英語教師ハロルド・レーンさん、妻のボーリングさんらが「軍機保護法」違反などの疑いで逮捕され、それぞれ懲役12年から15年の刑を受けた事件。

旅館中に見かけた絶命の海軍飛行場について、宮沢さんが「飛行場に飛行場があったことが、『飛行場の飛行場』」とされた。当時ハリウッド映画が大ヒットなどで、飛行場の飛行場の字は周囲の言葉であった。亮幸さんは1945年10月に釈放されたが、獄中で膀胱癌で1年4ヶ月後に死亡した。

砲撃保護法とそっくりな飛行場の飛行場、軍機保護法施行かで起こった『レーン・宮沢事件』を描いた映画。

1993年制作/52分/原作：秋元健一／ビデオプレス作品
(映画『レーン・宮沢事件 もうひとつの12月8日』DVDジャケットの「解説」より)

「スパイ防止法」解説の筋が、7月の参議院選員選挙以前、にわかに持ち上がり、号砲の多くのが、この法律の成立に賛同しようとしています。

この法律は、特定秘密保護法、安保法、共同防衛法、重要土地規制法、経済公保護法などと共に、戦争を行ったための都合に合わせた法律です。戦前の「軍機保護法」と同じ目的、内容(危険)をもっています。また市民の活動を力制、表現させ、人権を尊重させ、民主主義を壊し、朝令への壁を削ぐものになります。

そこで、この「スパイ防止法」が、戦争の準備のためのものであり、いかに貴重、表現の自由を尊重する立派な法律であるかを考えていきたが、『軍機保護法』によって命を落とし、喪を被ったいたどりコメントリーメモ『レーン・宮沢事件』を見ていかないとと思います。

著々と進められている戦争の準備、それらはいったい何が動かしているのか、その危機について考えていきたいと思います。

■手元資料 目次

資料① 映画『レーン・宮沢事件』について	P.2
資料② 宮沢レーン事件の悲劇（海渡雄一さん）	P.3
資料③ 戦争は国の悪事を隠すところから始まる (海渡雄一さん)	P.4
資料④ スパイ防止法は、人民の窒息・民主主義の死に直結し、戦争への道を開く (海渡裕一さんの講演より)	P.5
資料⑤ 墓長雜感「スパイ防止法と立憲主義」 (伊藤真さんのコラムより)	P.6～8
資料⑥ 知っていますか？ 宮澤・レーン スパイ冤罪事件 (宮澤・レーン事件を考える会)	P.9
資料⑦ 「軍機保護法」「治安維持法」について 考える映画	P.10
資料⑧ 第84回憲法を考える映画の会（2025/10/05） 報告および参加者感想から	P.11～16
資料⑨ 憲法を考える映画の会 あとおいニュース（別刷）	

憲法を考える映画の会



〒185-0024
東京都国分寺市泉町3-5-6-303
TEL & FAX : 042-406-0502
HP : <http://kenpou-eiga.com/>
E-mail : hanasaki33@me.com

資料① 映画『レーン・宮沢事件』について

【映画の解説】

[レーン・宮沢事件]とは

太平洋戦争開戦日の1941年（昭和16年）12月8日、北海道大学工学部2年の宮沢弘幸さんと、北海道大学予科の米国人英語教師ハロルド・レーンさん、妻のポーリンさんらが「軍機保護法」違反などの疑いで逮捕され、それぞれ懲役12年から15年の刑を受けた事件。

旅行中に見かけた根室の海軍飛行場について、宮沢さんがレーン夫妻に直接話したことが、「軍事機密の漏洩」とされた。

当時リンドバーグ大佐の飛来などで、海軍飛行場の存在は周知の事実であった。宮沢さんは1945年10月に釈放されたが、獄中で結核を患い、1年4ヶ月後に死亡した。

秘密保護法とそっくりな戦前の悪法・軍機保護法施行下で起こった「レーン・宮沢事件」を追った映画。

1993年制作／52分／演出：秋元健一／ビデオプレス作品

（以上、映画『レーン・宮沢事件 もうひとつの12月8日』DVDジャケットの「解説」より）

【この映画を見て考えたいこと】

「スパイ防止法」制定の話が、7月の参議院議員選挙以降、にわかに持ち上がり、与野党の多くが、この法律の成立に同調しようとしています。

この法律は、特定秘密保護法、安保法制、共謀罪法、重要土地規制法、経済安保法などと共に、戦争を行うための都合に合わせた法律です。戦前の「軍機保護法」と同じ目的、内容（危険）をもっています。また市民の活動を分断、萎縮させ、人権を窒息させ、民主主義を壊し、戦争への道を開くものになります。

そこで、この「スパイ防止法」が、戦争の準備のためのものであり、いかに言論、表現の自由を弾圧する危険な法律であるかを考えていくために、「軍機保護法」によって命を落とした青年を描いたドキュメンタリー映画『レーン・宮沢事件』を見ていきたいと思います。

着々と進められている戦争の準備、それらはいったい何が動かしているのか、その危険について考えていきたいと思います。

【この映画の上映を選んだ理由】

「レーン・宮沢事件」を知っていますか？

太平洋戦争中、スパイの容疑をかけられ服役し病死した北大生と外国人教師の事件です。

「スパイ防止法」について知っていますか？

いま、「スパイ防止法」制定の話が急に持ち上がり、与野党の多くがそれに同調して成立をめざそうとしています。6月の参議院選挙で参政党はスパイ防止法の成立をめざすと声をあげ、首相となった高市早苗はもともとこのスパイ法の制定に熱心です。

国民の多くが、この法案に何のイメージを持たないまま、どんどん進められようとしています。

スパイ防止法の何が国を守るというのでしょうか？

なぜその成立を急いでいるのでしょうか？

要するにこの国の保守勢力が進めてきたのは、戦争＝スパイの危機を煽って自分たちに不都合な動きを抑え込むための道具として魅力を感じているのでしょうか。その自分たちのやりたいことは何か、戦争をできるようにするためにあります。また戦争に反対する動きを抑えつけるためではないでしょうか。

それは、明治以来、戦争へ向かう国家の中で繰り返されてきました。



また秘密保護法、共謀罪法あるいは経済安保法（経済安保情報秘密保護法）や重要土地規制法＝2021年6月23日公布）外国人土地取得規制法（2024年12月23日）、能動的サイバー防御関連法（2025年2月7日閣議決定）、改憲の眼目とされる緊急事態条項のねらいと同様、戦争を行うために戦争に反対する人や勢力を弾圧する戦前の治安維持法と同じ役割をする法律を持ちたいのでしょうか。

そこに今、外向けにも、内向けにも巧みな形で進められている戦争の準備と、戦争をこの国自らが起こそうとしている危険・危機について考えていこうと思います。

過去の戦争中の出来事としてではなく、今も同じような戦争への取り組みが準備され、私たちの生活・生命が危機に落とし入れられようとしていることを明らかにしていきたいと思います。

私たちはこの映画を2013年11月30日に第8回「憲法を考える映画の会」の上映会で上映しました。

その時は「**特定秘密保護法**」が国会で強行採決で成立する直前でした。いままた、この戦争への道を止めていかなければと強く思います。

映画『レーン・宮沢事件 もうひとつの12月8日』上映貸出し及び販売連絡先

DVD販売価格：3000円

（DVD購入によって少人数での上映可）

連絡先

ビデオプレス

〒173-0036 東京都板橋区向原2-22-17-108

TEL:03-3530-8588

Mail:mggo1231@nifty.ne.jp 映画HP◆

<http://saibanshoma.jimdo.com/>

資料② 宮沢レーン事件の悲劇（海渡雄一さん）

【宮沢レーン事件の悲劇 太平洋戦争開戦時の軍機保護法の適用事例】

北海道大学の学生、宮澤弘幸さん（1988年8月8日生）に対する適用例を紹介する。（*1）

宮澤さんは日米開戦当日の1941年12月8日に逮捕された。北海道帝国大学工学部2年生の宮澤さんは、北大予科で英語の教えを受け、交流のあった外国人講師ハロルド・レーン及びその妻ポーリン・レーン（いずれも米国人）との雑談の中で、次のような事実を話したことが罪に問われている。

*1)上田誠吉『ある北大生の受難—国家秘密法の爪跡』
(2013年 花伝社 再刊)

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会『引き裂かれた青春 戦争と国家機密』
(2014年 花伝社)

- ① 大学生課の斡旋による夏期労働実習で行った樺太大泊町の港湾工事現場で目撃した事実
 - ② 右現場で係員から紹介された上敷香の海軍飛行場の工事現場で聴取した事項
 - ③ 札幌通信局長の斡旋で便乗した灯台船で巡回した樺太、千島列島及び帰路の列車中で聴取、あるいは目撃したこと
 - ④ 樺太の海軍大湊要港部で催された海軍軍事思想普及講習会に参加した折に見学知得したこと
 - ⑤ 陸軍の千葉戦車学校での機械化訓練講習会に参加した折に聴講知得したこと
 - ⑥ 満支方面を旅行した折に目撃知得したこと (*2)
- *2)内務省警保局外事課『外事月報 昭和18年2月分』
(北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会『引き裂かれた青春 戦争と国家機密』23ページから孫引き)

宮澤さんは、このような学校の関係や私的旅行の過程で、「軍事上の秘密を探知収集し、かつ漏洩した」罪（法4条2項。法定刑は無期または2年以上の懲役）を犯したとされた。

宮澤さんは、札幌、夕張、江別警察署で特高警察の手により「逆さ吊り」の拷問を伴う激しい取り調べを受け、1942年3月25日、札幌地方裁判所検事局送致、同年4月9日に起訴、同年12月16日、札幌裁判所は懲役15年の判決を宣告しました。この判決は5月27日、上告棄却により確定した。

一方。レーン夫妻は、宮澤から聞いた話を米国大使館駐在武官に伝えたなどと虚偽の事件をでっち上げられ、「軍事上の秘密を探知収集しかつ外国へ漏洩した」罪（法4条2項。法定刑は前述のとおり死刑又は無期若しくは3年以上の懲役）を犯したとして逮捕され、これまた特高警察に手により激しい拷問を伴う取り調べがなされた。

1942年12月14日、札幌地方裁判所は、夫のハロルド・レーンに懲役15年の判決を宣告（1943年5月5日上告棄却により確定）、妻ポーリン・レーンに対しては、1942年12月16日、懲役12年の判決を宣告（1943年6月11日上告棄却により確定）した。

宮澤さんは北海道網走刑務所で服役し、ハロルド・レーンとポーリン・レーンは札幌大通拘置所・苗穂刑務所で服役し、1943年9月にともに最後の捕虜交換船で帰米することができた。宮澤さんは1945年には栄養失調と結核で病舎へ移動し、同年6月に網走刑務所から宮城刑務所に移されました。

1945年10月4日GHQ覚書にもとづいて、宮澤さんは1945年10月10日に釈放されましたが、その健康は拷問と寒さのために決定的に害された。釈放のしばらく後である1946年1月に宮澤さんが東京で親友であったイタリア人マライーニを訪ねた。彼に語った宮澤さん自身の言葉が残されている。↗

↗「ボクはべりべりで結核だから、この先あまり長くない。でも戦争がこんな風に終わって良かったよ。日本はやくざな連中から自由になって、たぶんぼくが夢みたように、生まれ変わるんじゃないかな。スパイと言われて、ぶちこまれたのだけど、誰よりも君が知っているように、ぼくの唯一の罪は、英語やフランス語やイタリア語を学び、外の世界を知ろうとして、君たち札幌の数少ない外国人と仲が良かったことだ。」(*3)

「たしかに裁判はあったけど、全部お膳立てができているんだ。見たこともない証人が出てきて、ぼくの言葉を否定する。大東亜戦争に破壊工作をした罪で20年の刑を言い渡されたんだ」(*4)



イタリア人研究者マライーニたちとアイヌ部落で

そして当時の宮澤さんについてのマライーニ氏は、次のように報告しています。

「なんて変わりはてた姿！ いったいどんなことをされたのだろう！ 23歳か24歳のはずだったが、まるで50歳に見える。

口には歯は一本もなく、肌の色は黄色く、陽の当たらない牢獄に何年も閉じ込められ、水ぶくれしたような身体。ああ！ なんということだ。（中略）札幌にいた頃は、強く、寛大で、積極的、好奇心旺盛で、山を愛する学生だった。私が北海道に着いて、最初に友達となつたひとりである。冬の北海道の吹きすさぶなかを、スキーをはいて、何度も山登りしたことか。この人間の残骸が彼とは信じられない。眼差しも別人のようで、内面に至るまで粉々にされたようだ。」(*5)

宮澤さんは、みずから名譽回復のために北大への復学願いを行い、自らの体験を本にまとめようとしていた。

しかし、1946年12月に喀血し、1947年2月22日に東京で死去している。まさに戦争追考のために秘密保護制度によってその若い命を奪われたといえる。

* 3) マライーニ『隨筆日本』（北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会前掲書117ページから孫引き）

* 4) マライーニ『隨筆日本』（北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会前掲書60ページから孫引き）文中「20年」は15年の謝りである

* 5) マライーニ『隨筆日本』（北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会前掲書117ページから孫引き）

資料③ 戦争は国の悪事を隠すところから始まる（海渡雄一さん）

【戦争は国の悪事を隠すところから始まる】

1) 2012年末の第2次安倍政権成立後戦争追考体制を地域の中心に作り出そうとする戦争体制準備の法案が次々に作られている

- ・2013年には「**特定秘密保護法**」
- ・2014年に閣議決定で、集団的自衛権を容認
- ・2015年には集団的自衛権を容認を認める平和安全保障体制
- ・2017年には「**共謀罪法**」
- ・2020年には学術会議6人の委員の任命拒否
- ・2021年には「**デジタル監視法**」と「**重要土地規制法**」
- ・2022年には警視庁にサイバー局が設置され、「**経済安保法**」が成立
- ・2023年には「**軍拡予算確保法**」と「**軍需産業強化法**」が成立
- ・2024年、重要経済安保情報の規制と活用に関する法律（「**経済秘密保護法**」）が成立

このような監視社会を進める一連の法制度は、プライバシーの危機であり、表現の自由を萎縮させ、民主主義の危機をもたらす。

海渡雄一著の『戦争をする国つくり方』（2017年 彩流社）では治安維持法、軍機保護法、国防保安法、要塞地帯法、国家総動員法などの立法の経緯と運用、また、内閣情報局、同盟通信社、隣組制度など、戦争遂行のための制度的な枠組みの全体像を明らかにした。

2) 国の隠蔽から始まった戦争

（1）ペンタゴン・ペーパーズ事件

アメリカ国防総省がベトナム戦争の実情についてまとめられた極秘レポート。ベトナム戦争に勝利することは困難であり、戦争を続ければ公式に認められていた数以上の犠牲者が生ずることは避けがたいという重大な事実が報告されていた。この報告書の公開とウォーターゲート事件によってベトナム戦争は終結したと言われる。

ニクソン対ニューヨーク・タイムズ・ワシントンポスト事件

1971年、ダニエル・エルズバーグらがコピーを作成してニューヨーク・タイムズのニール・シーハン記者などにこれを手渡した。ニューヨーク・タイムズは特別チームを作り、1971年6月13日から連載で記事を掲載した。ニクソン大統領は司法省に記事差し止めを命じ、連邦地方裁判所にニューヨーク・タイムズを提訴した。1971年6月30日アメリカの連邦最高裁は「政府は証明責任を果たしていない」という理由で、政府の差し止め請求は却下された。

ペンタゴン・ペーパーによると、アメリカ軍がベトナムに本格的に介入するきっかけになった1964年8月の、北ベトナム海軍によるトンキン湾の魚雷攻撃事件の4日の2回目はまさしくこのペンタゴン・ペーパーズの中に「アメリカ側で仕組んで捏造した事件だった」と暴露されている。ペンタゴンの機密文書で「マドックス」は南ベトナム哨戒艇の攻撃に随伴していたこと、北爆決議文と攻撃目標リストが2ヶ月前にホワイトハウスで作成されていたことが明らかにされている。

1971年6月米連邦最高裁・フーゴ・L・ブラック判事意見

「自由で拘束されない新聞のみが、政府の欺瞞を効果的にあばくことができる。そして自由な新聞の負う責任のうち、至高の義務は、政府が国民を欺き、国民を遠い国々に送り込んで、異境の悪疫、異国の銃弾に倒れるのを防ぐことである。」（ニューヨーク・タイムズ事件最高裁判決における同判事意見より）

（2）フセイン政権が大量破壊兵器をつくっているというウソ

アメリカがイラクを攻めるときにも、パウエル国務長官は国連の場で、「イラクのフセイン政権は大量破壊兵器をつくっている」と説明した。しかしイラクからは大量破壊兵器は発見されなかつた。イラク戦争も米政府のウソから始まった。

（3）満州事変は関東軍の謀略によって始まった

柳条湖事件（1931年9月）を中国軍の仕業として報ずる朝日新聞。すべての新聞がこのように報じた。しかし満鉄線路派の爆破は満州軍軍事占領のための関東軍の謀略だった。

1931年9月18日、柳条湖付近で、日本の所有する南満州鉄道の線路が爆破された。関東軍はこれを中国軍による犯行と発表することで、満州に於ける軍事行動と占領の口実とした。

しかし、この事件は、関東軍高級参謀板垣征四郎大佐と関東軍作戦主任参謀石原莞爾中佐らが仕組んだ謀略事件であった。

関東軍より、この爆破事件は中国軍の犯行によるものであると発表された。このため、日本では、太平洋戦争終結に至るまで、爆破は張学良ら東北軍の犯行と信じられていた。

爆破を直接実行したのは、奉天虎石台駐留の独立守備隊第二大隊第3中隊（大隊長は島本正一中佐、中隊長は川島正大尉）付きの河本末守中尉ら数名の日本軍人グループである。関東軍は自ら守備する線路を爆破し、中国軍による爆破被害を受けたと発表するという、自作自演の計画的侵略行動であった。

疑問を提起したメディアは不買運動で黙らされた。

多くのメディアは中国側の非道を強く訴えた。とりわけ東京日日新聞（現：毎日新聞）は中国に対する敵意をあおり立てた。

半藤一利氏によれば、大阪朝日新聞は高原操編集局長の下で、柳条湖事件について「この戦争はおかしいのではないか、謀略的な匂い、侵略的な匂いがする」と報道していた。結果として正しい報道をしていたのである。その時、在郷軍人会などが組織した激しい不買運動を受け、部数を減らす。奈良県下では一紙も売れなくなる。そして10月12日の役員会議で高原編集局長は次のように述べたことが憲兵調書に記録されている。朝日新聞内部の密告者が届けたのであろう。そこにはこうある。

「今後の方針として、軍備の縮小を強調するのは從来のごとくとなるも、国家重大の時に際し、日本国民として軍部を支持し、国論の統一を図るは当然のことにして、現在の軍部及び軍事行動に絶対批判を下さず、極力にこれを支持すべきこと」

大阪朝日の抵抗は一ヶ月も持たなかったことになる。

（*6）半藤一利・保阪正康『そして、メディアは日本を戦争に導いた』2014年 東洋経済新聞社 51～52ページ

大手マスコミは真実を知りながら報道しなかった。

もうひとつ、衝撃的な事実がNHKの取材によって明らかになった。柳条湖が関東軍の謀略であることは、全国紙の記者には政府から秘かに耳打ちされていたというのである。このことは2011年にNHKスペシャル中で放映されている。東京朝日新聞も事変当初には慎重な報道を行っていたが、緒方竹虎編集局長は陸軍参謀本部作戦課長であった今村均と接触し、料理屋で食事をしながら、事変が関東軍による謀略であることを打ち明けられながら、現地の在留邦人の悲惨な状況を見れば、謀略を企てたこともやむを得ないという説得に「あーそうですか、初めてよくわかった」と応じ、それ以降、論調を転換させたという。（今村均の証言）

また「後に報道部長になる谷萩（那華雄）大尉というのがおりまして、記者クラブで我々に話してくれたんですよ。実は、あれは関東軍がやったんだよ。」と言うことをこっそり耳打ちしてくれました。」（石橋恒喜 東京日日新聞記者の証言 NHKスペシャル取材班編著『日本人はなぜ戦争に向かったか』メディアと民衆・指導者編 2015年 新潮社27～30ページ）

陸軍省新聞班と記者クラブとは、秘密を共有する共犯関係に陥っていた。（海渡雄一『戦争する国つくり方』2017年 彩流社刊 113ページ）

（4）スパイ防止を煽ると、戦争が始まる

1941年5月の真珠湾攻撃前の銀座通りはこんな情況だった。

（次ページ写真）この夏、政府の「総力戦研究所」で、日本必敗のシミュレーション結果が出ていながら、半年後には、敗戦必至の対英米戦争に日本は突入していった

資料④ スパイ防止法は、人民の窒息・民主主義の死に直結し、戦争への道を開く (海渡雄一さんの講演より)



1941年5月の真珠湾攻撃前の銀座通りはこんな情況だった

【スパイ防止法は、人民の窒息・民主主義の死に直結し、戦争への道を開く】

1. 悪法成立の集団的な記憶をつくることが歯止めとなる

経済秘密保護法・スパイ防止法と経済安保をめぐる国際対立の激化の先には米軍の先兵として日本と中国との本物の戦争の悲劇が待っている。

2013年に制定された「特定秘密保護法」、2017年に制定された「共謀罪法」は、今だ猛威をふるうような状況になつてない。それは野党と市民が共同して大反対した記憶が残っているからだ。立憲民主党が悪法に反対できたのは、「土地規制法」まで。「経済安保法」「経済秘密保護法」「能動的サイバー防御法」には、彼らは賛成した。

われわれの活動はささやかではあるが、意識的な市民の間に一定の記憶をつくることには成功した。しかし、それは明らかに不十分である。人々の記憶にも残らなかつた悪法は、ただちにその正体を現し、戦争への道を開くことだろう。

私たちの任務はこれらの法律の問題点、人権侵害の危険性をできる限り広範な市民に知らせる努力を継続し、新たな悪法の制定に敢然と抵抗していくことである。

2. 日本発の戦争を引き起こさないために

ロシア・ウクライナ戦争、イスラエルによるパレスチナ・ガザへの攻撃、イスラエルによるシリア攻撃に続いて、アメリカがイランの核施設を爆撃した。世界は国際紛争の拡大、迫る核戦争の危機におののいている。

2013年「秘密保護法」、2015年「集団的自衛権の行使を認めた平和安全法政という名の戦争法」、2017年「共謀罪法」、2021年「土地規制法」（基地と原発などの周辺地域における住民らの行動を監視する法律）までは、民主党、立憲民主党を含めた多くの野党が反対の声をあげた。

しかし、2022年「経済安保法」、2024年「経済秘密保護法」（セキュリティクリアランス法）に引き続いて、2025年能動的サイバー防御法は、立憲民主党の賛成を得て成立した。

すでに政府の戦争準備に対して、立憲野党が一致して反対することすらできなくなっている。

そして東京新聞など一部のメディアを除いて、これらの法制定の内容、問題点についてきちんと報道されなかつたため、このような危険な法律が次々に成立していることが、多くの市民に知られていない。

3. スパイ防止法に反対する運動を緊急に構築しよう

すでにスパイ防止法に反対する意見を公表しただけで、非国民・スパイのレッテルが貼られるような状況となつていて。

今後の政局の要となるのが、スパイ防止法である。石橋政権が崩壊し、安倍派の勢力と参政党、国民民主、維新の会が連立するような形態の政権ができるれば、ここで述べたようなスパイ防止法案が臨時国会に提案されるであろう。

反対の体制を作る時間は限られている。速やかに、共産党、れいわ新選組、社民党は反対の旗幟を鮮明にしてほしい。

そして、立憲民主党に共闘を迫るべきだ。地域でも、反対の声を上げていこう。

(以上資料②「宮沢レーン事件の悲劇」)

資料③「戦争は国の悪事を隠すところから始まる」

資料④「スパイ防止法は、人民の窒息・民主主義の死に直結し、戦争への道を開く」は、2025年9月25日の「市民憲法講座」での海渡雄一さんの講演『スパイ防止法案の制定に反対する／今を新たな戦前としないために』の講演レジュメより許諾をいただいて転載させていただきました。

なお、海渡雄一さんの講演レジュメは次のような構成になつていて、それぞれに詳しく解説されています。

- 第1 戦争は国の悪事を隠すところから始まる
- 第2 私たちはなぜ秘密保護法に反対したのか
- 第3 各党の参院選公約
- 第4 1985年に自民党が国会に提出したスパイ防止法案
- 第5 どんな内容の法案が提出される可能性があるのか
- 第6 スパイ防止法によって機密漏洩を厳罰化することの立法事実の有無
- 第7 2022年安保三文書は中国を仮想敵としている
- 第8 蘇る現代の要塞地帯法＝土地規制法
- 第9 対中戦争の準備のためだった経済安保法
- 第10 2024年経済分野に秘密保護法制を拡大した経済秘密保護法
- 第11 大河原化工機事件＝対中経済戦争が生んだ冤罪と経済保護法の目指す世界
- 第12 軍民両用デュアルユースの最先端が、福島イノベーションコーストだ！
- 第13 2025年能動的サイバー防御法＝ネット監視・サイバー先制攻撃法が成立
- 第14 中央情報機関（JCIA）は戦争のための機関・戦争放棄の国、日本にはいらない
- 第15 スパイ防止法は、人民の窒息・民主主義の死に直結し、戦争への道を開く

【参考】

- ・海渡雄一「スパイ防止法批判」『地平』2025年11月号
- ・海渡雄一『戦争をする国のつくり方』2017年 彩流社
- ・配信：10.21院内集会「戦争につながるスパイ防止法に反対する」<https://www.youtube.com/live/3FSzRzbBMzU>

なお、12月16日、下記のようなスパイ防止法についての勉強会が参議院議員会館の開催が予定され、映画『レーン・宮沢事件』が上映され、上映と海渡雄一さんのお話が予定されています。

第3回スパイ防止法を考える市民と超党派の議員の勉強会 ～『レーン・宮沢事件』上映

日 時：2025年12月16日(火) 12:00～14:00 (11:30～通行証配布) 配信有
会 場：参議院議員会館講堂（永田町駅）

第3回スパイ防止法を考える市民と超党派の議員の勉強会

映 画：『レーン・宮沢事件』上映(52分)
※「軍機保護法」により逮捕され命を奪われた青年を描いたドキュメンタリー映画。

解 説：福島清さん(北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会)

政府の法案検討状況と国民民主党・参政党の法案の検討：海渡雄一弁護士

主 催：スパイ防止法を考える市民と超党派の議員の勉強会
【呼びかけ人】<順不同、敬称略>
(立憲民主党) 近藤昭一、阿部ともこ、平岡秀夫、有田芳生、岸まきこ、鬼木まこと、鎌田さゆり、柴田かつゆき、
(日本共産党) 小池晃、山添拓、塩川鉄也
(れいわ新選組) 上村英明、佐原若子、
(社民党) 福島みづほ、ラサール石井
(沖縄の風) 伊波洋一、高良さちか

資料⑤ 塾長雜感「スパイ防止法と立憲主義」（伊藤真さん）（1）

塾長雜感：スパイ防止法と立憲主義

伊藤塾塾長 伊藤 真

自民党と日本維新の会による新しい連立政権が発足しました。その政策合意書の中には、「インテリジェンス政策」という新しい言葉が記されています。国家情報局の設立や長官ポストの新設、さらには対外情報庁の創設など、日本のインテリジェンス体制を抜本的に強化しようという構想が掲げられています。加えて、スパイ防止法の制定や、情報要員の養成機関の設置も検討項目として挙げられています。

インテリジェンス活動は大きく「諜報（情報収集）」「防諜（情報防衛）」「非公然活動（秘密工作）」の三つに分かれます。諜報は他国情報を探る「攻めの活動」、防諜は自国の情報を守る「守りの活動」です。スパイ防止法はこの防諜を支える法的基盤となります。非公然活動は世論操作や選挙介入、情報戦など現代の認知戦にもつながる分野ですが、要人暗殺などの真偽は藪の中の世界です。

これまで自民党はスパイ防止法などの防諜や秘密保護を一貫して主張してきました。維新の会も同様にアメリカのCIAのような組織の創設を提案し、国民民主党や参政党も同調しています。一方で、立憲民主党や公明党、共産党、社民党などは慎重、または反対の立場をとっています。しかし、賛成勢力が国会の過半数を超えている現状を考えると、法案が提出されれば短期間で成立する可能性もあるでしょう。

とはいっても、問題は単に「スパイ防止法をつくるかどうか」ではありません。それは、国家安全保障と市民的自由をどう両立させるかという、立憲主義の根幹にかかわる問題です。だからこそ、私たちは歴史を踏まえて冷静に考えなければなりません。

日本で最初に国家機密を法的に保護したのは、1911年の「軍機保護法」でした。当初は軍内部の機密漏洩を防ぐことを目的として軍人を対象としていましたが、1930年代に入ると、その適用範囲は一般国民にまで拡大します。1932年の改正では、軍港や飛行場の写真撮影、工場の観察までもが罪に問われるようになりました。報道や学問の自由は次第に萎縮し、国民の表現の自由が大きく制限されていったのです。社会主義や共産主義運動を抑制し、国家体制を維持するために制定された「治安維持法」も、当初の目的を超えて、思想・言論の弾圧に猛威を振るいました。

1938年には「国家総動員法」が制定され、経済も情報も国の統制下に置かれます。報道は検閲され、通信は監視され、「国家に不利な情報」を発すること自体が処罰の対象となりました。そうした制度の延長線上に、私たちは戦争への道をたどりました。特高警察や憲兵が市民を監視し、「戦争に負けるかもしれない」と口にするだけで罪に問われる——。それが、わずか80年余り前のこの国の姿でした。

戦後、こうした体制は日本国憲法の下で徹底的に否定されます。個人の思想・良心・言論・報道の自由を保障し、権力の暴走を防ぐための立憲主義を確立したのです。しかし、冷戦期に入ると「再び防諜体制を強化すべきだ」という議論が持ち上がります。

1952年には「破壊活動防止法」が成立し、国内の過激派対策が進められます。1954年に自衛隊が創設されると、日米相互防衛援助協定に基づく秘密保護法制が整備され、防衛秘密の管理体制が強化されました。1980年代にはソ連のスパイ事件（宮永スパイ事件）が発覚し、政府はスパイ防止法の必要性を再び検討します。しかし、自民党と統一教会系政治団体「国際勝共連合」とが連携して推進したスパイ防止法構想は報道機関・市民の反対にあい、成立には至りませんでした。それでも、スパイ防止法を求める声は途絶えることなく、形を変えながら現在まで続いている。

2013年には「特定秘密保護法」が制定されました。この法律で、国家の安全に関する情報を「特定秘密」と指定し、漏えいを厳罰に処する仕組みが導入されます。しかし、ここで守られたのは「秘密を保持する行政の側の論理」であり、国民の「知る権利」や報道の自由とのバランスは十分にとられているとは言えませんでした。

さらに2022年には「経済安全保障推進法」、2024年には「セキュリティ・クリアランス制度」が制定され、国家機密にアクセスする人を事前に調査・認証する仕組みが導入されます。こうして、日本の安全保障関連法制は次々と整備され、現在は「スパイ防止法」という最後のピースがはめ込まれようとしているわけです。

スパイ防止法を推進する側は、「日本には外国のスパイ活動を包括的に取り締まる法制度がない」と主張します。確かに、現行法では外国勢力による情報収集や浸透工作を直接取り締まることは難しい。こうした指摘には一理あります。

一方、反対派は表現・報道の自由の侵害や政府による情報統制の危険を懸念しています。確かに秘密の範囲が曖昧なまま運用されれば、政府に不都合な情報を隠す手段となり、戦前のように政府批判や反戦活動が抑圧されるおそれがあります。また、国家が「情報漏洩の疑いがある個人」や「外国との関係がある個人」を調査・監視する根拠にもなり得るため、プライバシーや思想の自由を侵す危険性があります。さらにSNS上の政府批判発言に対するネット民からの「スパイ認定」など、社会的排除や分断が進む懸念も払拭できません。

私たちがいま問わなければならないのは、「法がどのように運用されるのか」という点です。戦前の外見的立憲主義の時代とは異なり、私たちは人権と平和を守るために制定した日本国憲法を持っています。スパイ防止法を制定するとしても、その目的が国家の安全保障であるならばこそ、権力の濫用を防ぐ厳格な歯止めがなければなりません。「何が秘密なのか」「誰がスパイなのか」。その判断を行政が恣意的に行なうことができるなら、政府にとって不都合な情報を「秘密」として隠すことも可能になってしまいます。外務省秘密電文事件（最判昭53.5.31）のように、違法秘密の取材が罪に問われた例は戦後もあるのです。

戦前の軍機保護法や治安維持法がそうであったように、国家の監視権限拡大により法の目的がいつの間にか転倒し、市民団体や労働組合への干渉や、国民を監視・抑圧する道具になってしま——その危険を、私たちは忘れてはなりません。飲食店や不動産のチラシ配布は問題とされず、イラク戦争反対のビラ配布だけが狙い撃ちのように建造物侵入で摘発された立川反戦ビラ事件（最判平20.4.11）や、世田谷事件・堀越事件（最判平24.12.7）は決して遠い過去の問題ではありません。

確かに主要な民主主義国では、国家安全保障やスパイ活動への対処を目的とした法律が整備されています。ですが、同時に国家安全保障と市民的自由のバランスをとる多様な仕組みも設けられています。アメリカでは議会の情報特別委員会がCIAなどを監視し、特別な外国情報監視裁判所が通信傍受の令状を審査します。イギリスでは政府による通信傍受や監視に内務大臣などによる政治的承認と裁判官などの司法委員による司法的承認の二重承認を求め、独立監査官や議会の監視委員会が政府機関をチェックします。オーストラリアでも独立監視官制度や議会の監督委員会を設け、報道や公益目的の内部告発を免責としています。

私は、日本においてもスパイ防止法を議論するならば、「権力の監視体制」を整えることが立憲主義との調和の観点から不可欠だと考えます。

一つは、情報機関の活動を監査する独立した外部監視機関の設置です。活動の合法性や人権への配慮をチェックし、その結果を国会に報告する仕組みを設ける。市民からの苦情を受け付け、是正命令を出せる独立監察官制度も有効でしょう。また、国会内に超党派の常設監督委員会を置き、情報機関の予算や秘密指定の妥当性を監視する。こうした仕組みがあつてこそ、民主的統制が機能します。

もう一つは、司法によるコントロールです。通信傍受などプライバシーに関わる手続きには裁判所の令状を義務づける。行政長官と裁判官の二重承認制度を導入することも考えられます。また、公益目的の内部告発や報道活動を免責とし、秘密指定の透明性を高めることも不可欠です。

さらに、被害を受けた市民が救済を求める独立の人権救済機関や苦情処理制度も整備する必要があります。

（次のページへ続く）

資料⑤ 塾長雑感「スパイ防止法と立憲主義」（伊藤真さん）（2）

（前ページから続く）情報公開制度も強化し、秘密指定の件数や監査結果は定期的に公表する。研究や報道の自由が萎縮しないように、例外規定を設けることも重要です。

スパイ防止法が「国家の安全」を守るために法律であるなら、同時に「市民の自由」を守るために制度でもなければなりません。自由を犠牲にして安全を得ようすれば、結局のところ、どちらも失うことになる。これは、歴史が私たちに教えた痛切な教訓です。

国家を守るとは、国民の自由と尊厳を守ることにほかなりません。だからこそ、立憲主義の観点から、権力に対して常に監視の目を向け続けることが、民主主義社会に生きる私たちの責任なのだと思います。

スパイ防止法をめぐる議論は、安全保障の議論であるとともに、私たちがどんな社会に生きたいのかを問う議論でもあります。法の名のもとに自由が脅かされることのないように、今こそ、立憲主義の原点に立ち返って考えるべきときなのではないでしょうか。

（以上、塾長雑感：スパイ防止法と立憲主義の記事を伊藤真さんの許諾を得て掲載させていただきました、以下は「伊藤真の元気が出る憲法アップデート」からの引用させていただきました。

配信：<https://www.youtube.com/watch?v=G4dyVUN-i2k> から）

【憲法とスパイ防止法（伊藤真の元気が出る憲法アップデート）】

戦前の治安・傍聴関連法

1 1904～1905年（日露戦争）

- ・開戦により、機密情報の漏洩やスパイ活動が実際に問題化。
- ・これを受けて、軍機（軍事機密）を保護する法的枠組みの必要性を認識。

2 軍機保護法（初版）制定（1911年）

- ・日本初の国家機密保護法。
- ・軍事上の秘密（軍事施設、作戦計画、兵器の構造など）を保護。
- ・対象は主に軍人・軍属などの軍関係者で、内部の軍機漏洩（軍人による情報流出）を防ぐことが中心。
- ・軍部内部の懲戒・刑事的抑止の意味が強く、外国スパイの取締りを直接目的としたものではない。

3 関東大震災（1923年）

- ・社会主義・無政府主義者への排斥・弾圧強化。
- ・国家秩序を脅かす思想・運動を警戒する機運が高まる。

4 治安維持法制定（1925年）

- ・ロシア革命（1917年）による共産主義の拡大、国内の社会主義運動の活発化が背景。
- ・目的は、思想・政治運動による国家体制転覆の防止。
- ・「国体の変革」または「私有財産制度の否認」を目的とする結社や行為を処罰。
- ・共産党・労働運動・社会運動・宗教団体などが対象。
- ・罰則は、懲役10年以下（後に死刑も可能に改正）。
- ・国家の「内的脅威（思想・運動）」を封じ込める目的があり、「外的スパイ行為」を取り締まる軍機保護法と並び体制防衛法の柱となっていく。

5 満州事変（1931年）

- ・関東軍参謀らによる謀略により勃発。
- ・外交関係が緊迫化し、外国の諜報活動・報道取材への警戒が強まる。

6 軍機保護法改正（1932年）

- ・軍人・軍属以外にも一般国民を処罰対象に拡大。
- ・「軍事上の秘密」定義を拡張し、軍港・飛行場・軍需工場なども対象に。
- ・外国人による取材・撮影・調査活動の取り締まりを容易にする
- ・実質的に「スパイ防止法」としての性格を明確化。
- ・記者・写真家・研究者の活動が「軍機漏洩」として摘発される例が増加するなど外国人（特に欧米人）への監視・制限も強化
- ・スパイ容疑の名目で思想犯・報道関係者を逮捕するケースも

7 一二六事件（1936年）

- ・政治的混乱を経て、治安維持法の運用が一層強化。
- ・特高警察（特別高等警察）による監視網が全国に拡大。

8 国家総動員法（1938年）

- ・経済・情報を含む国全体を戦時体制下に統制。
- ・政府は勅令によって自由に報道・出版・情報の統制を行えるようになる。

9 太平洋戦争直前期（1939年～1941年）

- ・軍機保護法の適用範囲が拡大。

- ・報道・通信・出版など言論統制が進む。
- ・ソルゲ事件（1941年）：ソ連スパイ網摘発事件として大規模適用事例。

10 太平洋戦争期（1941年～1945年）

- ・内務省特高警察、憲兵隊による情報監視体制を全国展開。
- ・「噂の流布」や「敗戦言動」も軍機保護法・治安維持法の対象に。
- ・防諜活動として市民生活まで監視
- ・「報道検閲」「郵便・電話検閲」なども法的根拠として軍機保護法が用いられた。

スパイ防止法制定に関する経緯①

1 終戦直後

- ・日本国憲法施行後、国家権力の制限・表現の自由を重視する方向に転換。

2 冷戦初期（1950年代前半）

- ・朝鮮戦争や共産主義拡大への懸念から、「防諜法」制定の必要性が議論。

3 日米秘密保護法（1954年）

- ・日米相互防衛援助協定に基づき、アメリカから供与される防衛関連の秘密情報を保護するために制定。

4 防衛庁内部の秘密保全制度（1958年）

- ・防衛秘密の保護に関する訓令（「防衛秘密」）、秘密保全に関する訓令（「序秘」）。

5 スパイ防止法案（1985年）

- ・1980年、元陸上自衛隊幹部の宮永幸久氏（ソ連情報の専門家）が数年にわたり、防衛機密情報をソ連軍情報機関に渡していたとして逮捕（宮永スパイ事件）。

- ・ソ連スパイは外交特権により帰国、宮永とその部下は「自衛隊法違反」で有罪

- ・ソ連の諜報活動の活発化と、アメリカから日本の情報保全体制に関する指摘。

- ・統一教会の政治団体である国際勝共連合は、1978年に「スパイ防諜法制定3千万人署名国民運動」を開始。1979年には、同連合の全面的な支援で「スパイ防諜法制定促進国民会議」を発足させるなどスパイ防諜法制定の動きを牽引。

- ・自民党はスパイ防諜法制定の準備に着手し、1980年5月には、「防衛・外交・安全保障上の秘密」を漏らした公務員やその共犯者を処罰できるスパイ防諜法法案を発表。

- ・しかし漏洩対象の範囲が不明確、最高刑に死刑、報道・取材活動が共犯とされるとの懸念から、新聞・テレビなど報道界が一斉に反発、国民監視社会につながるとして大規模な反対運動が発生し、臨時国会で審議入りすらできず、1985年廃案。

6 冷戦終結後

- ・冷戦終結による緊張緩和により、政治上の課題としてはやや後退。

- ・2000年9月海上自衛隊の三等海佐が海上自衛隊の秘密資料をロシア側に提供したとして逮捕（ボガチヨンコフ事件）。

7 自衛隊法改正（2001年）

- ・2000年のボガチヨンコフ事件をきっかけに、自衛隊法改正により防衛秘密の範囲拡大・罰則の強化・対象者の拡大。管理、指定、罰則を明確化。

8 特定秘密保護法（2013年）

- ・2007年海上自衛隊3等海佐が、イージス艦の情報を内部関係者に漏洩したとして、日米相互防衛援助協定における秘密保護法違反の容疑により逮捕。

- ・2010年尖閣諸島沖漁船衝突映像がインターネットへ流出。

- ・従来の法律では、国の安全に関わる秘密の漏えいを防ぐ管理体制が不十分だとして、法制度の検討を開始。

9 2013年安倍内閣による「特定秘密の保護に関する法律」（特定秘密保護法）成立。

- ・漏えいすると国の安全保障に著しい支障を与えるとされる情報を「特定秘密」に指定し、それを取り扱う人を調査・管理し、それを外部に知らせたり、外部から知らうとしたりする人などを処罰することによって、「特定秘密」を守ろうとするもの。

- ・「スパイ防止」というよりは「特定秘密の指定・管理・取り扱い」に重点を置き、特に「防衛・外交等で特に秘匿する必要がある情報を行政が指定し、指定情報の漏えいに罰則を設ける枠組みを設けた。

- ・1985年案のようにスパイ行為自体を体系的に処罰するのではなく、「情報管理」を中心としている。

10 経済安全保障推進法（経済安保法）成立（2022年）

- ・技術流出・サプライチェーンの脆弱化を防止するのが目的。

- ・スパイ、情報窃取を経済安全保障の観点から包括的に対処。

- ・主な柱：①特定重要物資の供給確保、②基幹インフラの安全確保、

- ③先端技術の非公開開発支援、④特許の非公開。

資料⑤ 塾長雜感「スパイ防止法と立憲主義」（伊藤真さん）（2）

1.0 セキュリティ・クリアランス制度（2024年）

- ・国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報に対して、アクセスする必要がある者のうち、情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認した者の中で取り扱うとする制度。
- ・①政府としての重要な情報を指定し、②政府の調査を経て信頼性の確認を受けた者の中で取り扱うという厳格な管理や提供のルールを定めた上で、③漏えいや不正取得に対する罰則を定めるのが通例。
- ・経団連も、これまでの制度（特定秘密の保護に関する法律）が防衛・外交などの分野に限定されていた点を問題視し、経済・技術分野も対象とする実効性ある制度整備を求める提言を公表。
- ・対象となる企業は「適合事業者」として認定を受ける必要があり、個人ではクリアランス取得のため身辺・経済・信用・家族関係など広範な適性評価が行われ、評価項目には犯罪歴・飲酒の節度・薬物使用・配偶者・家族の国籍・信用状態等が含まれる。

1.1 現在

- ・技術や経済分野における安全保障の重要性が増す中で、日本においても包括的なスパイ防止法の必要性や、現行法の機能強化について議論されている。

スパイ防止法を制定すべきとする根拠①

1. 包括性の欠如

- ・主要な民主主義国（G7など）が持つような、「スパイ行為そのもの」を広く定義し、包括的に取り締まるための法律が日本に存在しない。
- ・他国の「スパイ活動法」（例：米国）や「反スパイ法」（例：中国）は、外国のために機密情報を取得する行為や、それに付随する活動を広く犯罪としている。
- ・これに対し、日本の現行法は、公務員が「特定秘密」を漏らす場合（特定秘密保護法）、または企業の「営業秘密」を盗む場合（不正競争防止法）など、特定の情報や行為に限定して罰則を適用している。

2. 未遂・予備罪の範囲

- ・外国のスパイ防止法には、スパイ行為の予備や未遂、共謀など、実際に秘密が漏れる前の段階から広く検査・処罰できる規定が多く含まれている。
- ・これに対し、日本では、スパイ行為を目的とした情報取得行為を取り締まる規定が限定的であり、これが「スパイ天国」と呼ばれる一因となっている。

3. 民間人への適用範囲

- ・現行の特定秘密保護法は行政機関の秘密の保全が主目的であり、民間人によるスパイ行為を直接取り締まるには限界がある。

4. 包括的なインテリジェンス改革の必要性（維新・自民維新連立合意書）

- ・インテリジェンスに関する3機能（諜報・防諜・非公然活動）×2領域（非軍事・軍事）の法定化が不完全であり、完全な法定化が必要。
- ・国力発露の手段は、「DIME」（外交Diplomacy,情報Information,軍事Military,経済Economy）に集約されるが、これまでには外交と経済が中心で、情報と軍事を劣位に置いてきたものを改善する。

スパイ防止法への疑問・懸念

1. 表現・報道の自由の侵害への懸念

- ・スパイ防止法は「国家機密」や「防衛上の秘密」などを漏らすことを処罰対象とすることになるが、どこまでが秘密なのかが曖昧になりやすい。
- ・政府が恣意的に「秘密」と指定すれば、政府に不都合な情報を国民やメディアに隠す口実になりうる。
- ・記者が政府の不正を取材・報道した場合、「機密漏洩」などの罪に問われるおそれがある（外務省秘密電文事件SC,53.5.31）。
- ・その結果、メディアが萎縮し、報道の自由や国民の「知る権利」が損なわれる。

2. 行政権力の肥大化・監視国家化への懸念

- ・スパイ防止法は、国家が「情報漏洩の疑いがある個人」や「外国との関係がある個人」を調査・監視する根拠にもなり得るため、国家が国民を監視・管理する権限を強化し、プライバシーや思想の自由を侵す可能性がある。
- ・「スパイ容疑」の名の下に、政治活動家・市民団体・労働組合などへの弾圧が行われるおそれがある。戦前の「治安維持法」と同様に、政府批判者の取り締まりに転用される危険があるのではないか（立川反戦ビラ事件SCH20.4.11）。

3. 過剰な処罰の危険

- ・スパイ行為の定義が広げ運用されれば、意図せず秘密に触れた市民まで処罰されかねない。
- ・法の範囲が曖昧なまま重罰を科されることになれば、過剰な威嚇効果を生む。

- ・研究者や技術者、外交取材を行う記者などが、正当な活動でも処罰のリスクを負う。

- ・「国家安全保障」という名目で、法の適用範囲がどんどん拡大する懸念がある。

4. SNSにおける誹謗中傷を誘発

- ・政府批判するだけでSNS上で、スパイ認定、非国民認定され攻撃される危険。

5. 国会・司法によるチェックが不十分となる可能性

- ・政府が「何を秘密にするか」「どこまで調査するか」を独自に決める仕組みになると、行政権力が肥大化し、民主的なコントロールが困難となるおそれ。
- ・国会が秘密指定の内容を十分に監視できない。
- ・秘密指定の妥当性を司法が審査しにくく、「國家の裁量」に依存してしまう。

6. 既存法との重複・弊害

- ・2014年に施行された「特定秘密保護法」は、すでに国家機密を守る仕組みを持っており、新たなスパイ防止法を設けると、秘密指定が二重構造になり、恣意的運用の余地が広がる。
- ・法体系が複雑化し、行政透明性が下がる。

7. スパイ防止法の実効性（安全保障強化になるとは限らない）

- ・法整備だけではスパイ行為を防ぐことは難しく、運用・情報管理体制の強化こそ重要。
- ・実際の防諜活動（インテリジェンス）の能力や情報セキュリティの整備が不十分なままで、法律だけでは実効性が乏しい。
- ・法よりも「行政の情報管理体制」「外交的連携」「教育・人材育成」などの改善が先決なのではないか。

自由民主党・日本維新の会連立政権合意書（2025年10月20日）

5. インテリジェンス政策

- ・令和八年通常国会において、内閣情報調査室及び内閣情報官を格上げし、「国家情報局」及び「国家情報局長」を創設する。安全保障領域における政策部門及び情報部門を同列とするため、「国家情報局」及び「国家情報局長」は、「国家安全保障局」及び「国家安全保障局長」と同格とする。
- ・令和九年度末までに独立した対外情報庁（仮称）を創設する。
- ・情報要員を組織的に養成するため、令和九年度末までに、インテリジェンス・コミュニティ横断的（省庁横断的）な情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関を創設する。
- ・インテリジェンス・スパイ防止関連法制（基本法、外国代理人登録法及びロビー活動公開法等）について令和七年に検討を開始し、連やかに法案を策定し成立させる。

各党の立場（賛成・推進）

1. 自民党

- ・歴史的に「防諜・秘密保護」強化を主張。
- ・経済安全保障や国家情報局設置と併せてスパイ防止法の必要性を訴える。

2. 日本維新の会

- ・米国のCIAのような「インテリジェンス」機関を創設するとともに、諸外国並のスパイ防止法を制定し情報安全保障を強化（維新八策より）。
- ・2025年10月スパイ行為の抑止を検討するタスクフォースの会を開会内で開き、中間論点整理公表。

3. 国民民主

- ・主権を守り抜くため、外国人による土地取得やスパイ活動への対策を強化（「国民民主党の政策2025」より）

4. 参政党

- ・積極推進を表明。
- ・スパイ防止法プロジェクトチーム立ち上げ。

各党の立場（慎重・反対）

5. 立憲民主党

- ・制定には慎重
- ・摘発対象に日本人が含まれると指摘し、「重大な人権侵害を引き起こすリスクがある」と懸念を示した上で、まずは他国による国内でのスパイ活動の実態把握を進めるのが先決だとした（10月8日立民政調会見）

6. 公明党

- ・制定には慎重
- ・斎藤代表「個人の権利、人権の問題とも深く関わってくるので拙速にやるべきものではない」

7. 共産党、社民党

- ・国民を監視する「現代の治安維持法」となり得るとして反対

知っていますか？宮澤・レーンスパイ冤罪事件 —戦争（戦時体制）が生んだ若き北大生の悲劇—

Q1 開戦の日の朝、突然の検挙…なぜ？

1941年12月8日、太平洋戦争開戦の朝、特高警察は全国一斉検挙を実施。

北海道では北大予科英語教師ハロルド・レーン、ポーリン・レーンさん夫妻、とその教え子の工学部2年宮澤弘幸さんら合わせて10人余りを軍機保護法違反で検挙したのです。いったい、どうしてでしょうか？

当時北大では英語のレーン夫妻の他、ドイツ語のヘルマン・ヘッカー、フランス語の太黒マチルド、イタリア人のオスコ・マライ一二らの先生が教鞭をとっており、向学心にあふれた学生たちは次第に彼らのもとに集うようになりました。その集まりは「心の会（ソシエテ・ドゥ・クール）」と名付られ、国籍や立場の違いを超えて深い友情と人間的な信頼に結ばれ、学問の真理追求の精神を育んでいったのです。日米開戦が近づく中、外国人に対する特高の監視も厳しくなり外国人教師と学生の交流の場「心の会」までが狙われたのです。

Q2 どうしてこれがスパイなの？

宮澤さんが「軍機」を「探知」しレーン夫妻に「漏泄」した、レーン夫妻はそれを「探知」しアメリカ側に「漏泄」した、つまりそれがスパイ行為を働いたというのです。ところが、その内実は、宮澤さんがたまたま旅行先で見聞したことを、茶飲み話としてレーン夫妻に話したにすぎません。それらは樺太・千島および道東・道北の港・灯台・飛行場など黙っていても目に入ること、誰もが知っていることでした。

宮澤さんは一貫して無実を主張しましたが、軍機保護法は公知の事実でも、軍が秘密といえば秘密だというのです。こんな事が許されるでしょうか？

Q3 なぜそんなに重い刑罰が？

宮澤とハロルドは懲役15年、ポーリンは12年の重い刑罰を科されました。軍機保護法拘束者には不起訴や執行猶予刑も多い中、この量刑はゾルゲ事件（1941年、日本を舞台にした大規模な国際スパイ事件。ドイツ人ゾルゲ、尾崎秀実が死刑になった）に次いで重いものでした。

なぜこんなに重かったのでしょうか。考えられることは、敵国人との交流に対する「みせしめ」、言い換えると「心の会」の交流・思想を危険とみなして罰したこと、また知りえた情報は公知の事実でしたが、結果的に千島・樺太、満州など「前線」のものであったこと、さらには捕虜交換を見越して重刑を科したことなどが考えられています。



Q4 宮澤弘幸はどんな学生だったの？

宮澤は必ずしも戦争に反対していたわけではありません。当時の多くの青年と同じような爱国青年で、卒業後海軍に入ることも決まっていました。しかし、宮澤さんは、権威を恐れず何よりも事実に忠実な青年でした。知的好奇心が強くアイヌなどの少数民族にも強い関心を持ちました。また旅行好きで、北海道各地を巡り、千島、樺太を旅行し、南満州鉄道の論文募集に応募して合格、満州にも旅行しました。

イタリア人の研究者マライ一二とはともに山が好きで北海道の山々を共に登り、冬山登山のためのイグルーの実験をし、論文を書いた。彼は戦後、弘幸は山登りの良きパートナーであるだけではなく、大変聰明で博学な青年で彼と歴史哲学、宗教など諸々の事柄について語り合うのが楽しみだった、彼は西洋文明の重要性を十分認識する傍ら常に和魂洋才の精神の持ち主だった、と戦後記しています。

外国语を学び、その知識を広げていて、英語についてはレーン夫妻に学び、旅行のことなどを話したり、レーン一家とサイクリングに行ったり、親交を深めていました。

1941年12月8日、日米開戦を知った直後のこと、宮澤さんは早朝レーン家を訪れ「戦争は国と国との間の出来事、私とレーン先生との間の出来事ではありません。私は先生一家に対する信義を守り続けます。何か困難なことが起きたら私に教えて下さい。私はその解決のために尽力します」と伝えたと言われています（妹美江子さん証言）。しかしその後宮澤さんもレーン夫妻も特高に検挙されたのです。

Q5 宮澤さんはその後どうなったの？

希望に満ちた北大での生活も卒業後の夢も無残に打ち砕かれてしまいました。権威を恐れない自立的人格の宮澤さんへの拷問による取り調べ、そして酷寒の網走監獄への投獄……。宮澤さんの体はボロボロとなり、結核にも罹患、1945年10月に釈放された時は別人のように痩せ衰えていました。しかし北大に復学願を出し、留学も考えていましたが、結核が進行し、1947年2月22日にわずか27歳で亡くなっています。可能性に満ちた宮澤さんの人生は幕を閉じられました。

Q6 レーン夫妻の場合はどうだったの？

ハロルドさんは非戦平和のクエーカー教徒でした。大学を卒業後のクエーカー活動に参加し、米陸軍基地に召集されたが、軍事労働に関与しない姿勢を貫いた。1919年にはフランスで1年戦後復興に従事。1921年に北大予科の英語教師として来日。アメリカンボードの宣教師ジョージ・ローランド宅に身を寄せた。そこには娘のポーリンがアメリカで夫を亡くし娘と一緒におり、やがて1922年ハロルドはローリンと結婚。ポーリンさんもいくつかの学校で教えました。そして自宅官舎を学生たちとの交流の場に開放しました。検挙されて札幌の大通拘置所に収監され、無実の主張にも関わらず上告審で15年、12年の刑罰が言い渡されて服役。しかし間もなく、レーン夫妻は日本への捕虜交換船で帰国しました。

戦後1951年に再び北大に招聘されて教鞭をとりました。学生や北海道民に対する夫妻の思いやりは戦前と変わることなく、多くの人々に慕われました。しかしスパイ冤罪事件のことは口を閉ざしたままで、そのことを知る人もほとんどいませんでした。

Q7 家族の苦しみ…断ち切られた絆…

宮澤弘幸さんの両親は息子の検挙を知り、札幌に駆けつけて事件のことを尋ねまわりました。しかし、軍機にかかわることには誰も口を閉ざして答えてくれません。思い余って北大総長の自宅を訪ね、当局に事情を聞いてほしいと嘆願しましたが拒否されます。

宮澤家の家族は「スパイの家族」のレッテルを貼られ、言い知れぬ苦しみを味わいました。そして息子が検挙されたのはレーン夫妻のせいだと思ってきました。戦後再び北大に戻ってきたレーン夫妻は真っ先に宮澤家を訪れます、二度と来てくれるなど追い返されます。軍機保護法は人間の絆までも断ち切ったのです。

1967年、国家秘密法（当時）制定反対の運動の中でもうやく真相が明らかになります。事件後半世紀もたっていました。妹の秋間美江子さんは、円山墓地に眠るレーン夫妻に誤解を伝え、その非を説いたのでした。

（以上は、「宮澤・レーン事件を考える会」ホームページ「宮澤・レーン事件とは？」から引用させていただきました。
https://www.miyazawa-lane.net/?page_id=166）

資料⑦ 「軍機保護法」「治安維持法」について考える映画

レーン・宮沢事件 もうひとつの12月8日

レーン・宮沢事件とは太平洋戦争開戦日の1941年12月8日、北大工学部2年の宮沢弘幸さんと、北大予科の英語教師ハロルド・レーンさん、妻のポーリンさんの三人が軍機保護法違反などの疑いで逮捕され、懲役12年から15年の刑を受けた事件。

宮沢さんは1945年10月釈放されたが、獄中で結核を患い、その1年4ヶ月後に死亡した。このドキュメンタリー作品は、関係者が「事件を風化させるな」と制作を進めた。知られざる日本の戦時中の暗部を掘り起こした衝撃作。

第8回憲法を考える映画の会で上映

1993年製作／52分／監督：秋元健一
問合せ：ビデオプレス TEL：03-3530-8588

横浜事件を生きて

横浜事件は1942年から45年にかけて多数のジャーナリスト・知識人が検挙され、事実無根の共産党再建をでっちあげられ特高から激しい拷問を受けたもの。死亡者も出た。

出版記念の慰安旅行の1枚の写真が、共産党再建準備会の証拠とされた。拷問による自白をもとに有罪とされたが、戦後関係者が立ち上がった。このビデオはその生き残りのひとりである木村亨さんの再審請求のたたかいを中心に構成されている。今も続いている事件なのだ。元特高警察官が電話インタビューで語る本音。古いニッポンはまだ生きていた。第31回憲法を考える映画の会で上映。

1990年製作／58分／製作：松原明
問合せ：ビデオプレス TEL：03-3530-8588
<http://vpress.la.coocan.jp/yokohama.html>

尾崎ゾルゲ事件—いま、それを考える

尾崎・ゾルゲ事件から50年、戦争に反対し平和のために戦った彼らの行動は、そして私たちに問いかけるものは…

尾崎秀実は、共産主義者であり、革命家のリヒャルト・ゾルゲが主導するソビエト連邦の諜報組織に参加。最終的にゾルゲ事件として1941年に検挙され、首謀者の1人として裁判を経て死刑に処された。尾崎秀実の実弟の尾崎秀樹さんをはじめ、関係者の証言で綴る事件の真相。

1991年製作／44分
問合せ：ビデオプレス TEL：03-3530-8588

小林多喜二

昭和初期の暗い時代に生きたプロレタリア作家・小林多喜二の愛と青春を描くフィルムによるモニュメント。

小林多喜二は、1903年秋田の貧しい農家に生まれ、北海道で苦学しながら専門学校を出て銀行に勤め小説を書いた

この時期は、日本軍国主義の胎動期で、治安維持法（1925年）も制定され、各地での反体制抵抗運動がプロレタリア文学運動と呼応して全国に広がっていた。

多喜二はこの時代の激しい鼓動に若い心を刺激され農民文学運動に身を挺し、そうした中から「蟹工船」などの作品が生まれた。このことから彼は特高警察に狙われる身となり、ついに1933年2月、東京築地署に捕らわれ、厳しい拷問にかけられた末に虐殺される。

第33回憲法を考える映画の会で上映。

1974年／119分／監督：今井正／問合せ：共同映画株式会社・TEL:03-6434-9346

鶴彬 こころの軌跡

日本が軍国主義へと突入していく昭和初期に、反戦・反権力を貫いた川柳作家として知られる鶴彬の足跡を追ったドキュメンタリー・ドラマ。戦争の悲惨さを読んだ作品が反戦的として逮捕され、29歳で獄死した。1909年、石川県に生まれた鶴彬、本名喜多一児は15歳頃から川柳を作り始める。21歳で金沢歩兵第7連隊に入営した彼は4年間の軍隊生活を送る中、反戦活動をした罪で2年間服役、

↑1937年に治安維持法違反で逮捕され翌年29歳で獄死。

時代が戦争へと突き進んでいく中、弱き者を見捨てるなど叫び続け、反戦を貫き通した鶴彬の生きざまに迫る。

第72回憲法を考える映画の会で上映。

2009年制作／60分／監督：神山征二郎／問合せ：岐阜教育映画センター・TEL:058(215)9671

武器なき斗い

治安維持法改正に反対した実在の政治家、山宣こと山本宣治の生涯を描く。大正時代、生物学者の山本宣治は同志社大学で性教育の講義を行っていたが政府が自由主義的な学生や労働者を取り締まり始め、宣治は大学を追放されてしまう。労働党の運動に加わった宣治は、政治の世界を目指すことに。

昭和3年、労働党から普通選挙に出馬した宣治は、妨害や弾圧をはねのけ代議士に当選した。治安維持法をさらに改悪しようとする政府に対し、宣治は衆議院にて反対討論を行おうとするが、その前日、右翼団体の構成員に刺殺されてしまう。

第33回憲法を考える映画の会で上映。

1960年制作／140分／監督：山本薩夫／連絡先：独立プロ名画保存会 TEL：03-5929-7326
<http://meiga-hozonkai.com/>

いのちの記憶 小林多喜二・29歳の人生

「蟹工船」の著者として知られる小林多喜二。

彼のわずか29年の生涯を丹念に追い、小説で描いた貧困に苦しむ労働者の姿を現代の「ワーキングプア」という問題と重ねて考える。「プロレタリア作家」として知られる多喜二ではあるが、その短い生涯の中で、時に激しく恋に落ち、気持ちを素直に手紙に綴った。また、国家が個人の思想の自由を許さない時代に懸命に抵抗し、終生、社会的な弱者に対するあたたかく優しい目を持ち続けた。そして、その最期は、当時の特高により逮捕され拷問を受けて死亡するという悲劇的なものだった…。

2008年制作／85分／監督：守分寿男

問合せ：HBC（北海道放送）・TEL:011-232-5800

空と風と星の詩人 尹東柱

1917年中國吉林省東南部の同じ家で生まれ育った、いとこ同士の尹東柱と宋夢奎は共にソウルの延禧専門学校へ進学する。

医者になってほしい父を説得して選んだ文学部への入学だった。東柱は長年憧れていた鄭芝溶詩人に出会い、詩人になる夢をさらに膨らませる。

1941年卒業した尹東柱は、日本への留学の必要からやむなく創氏改名に応じる。二人は日本へ渡り、東柱は東京の立教大学に入学するが、戦時体制の気風が激しくなり、翌年、独立運動を主導した嫌疑により宋夢奎は逮捕され、帰郷しようとしていた尹東柱も捕らわれてしまう。

2015年制作／110分／監督：イ・ジュンイク

問合せ：スプリングハズカム：<http://www.sphc.jp>

金子文子と朴烈

1923年の東京。朴烈と金子文子は、運命的とも言える出会いを果たし、唯一無二の同志、そして恋人として共に生きていくことを決める。しかし、関東大震災の被災による人びとの不安を鎮めるため、政府は朝鮮人や社会主義者らの身柄を無差別に拘束。朴烈、文子たちも獄中へ送り込まれてしまう。社会を変えるため、そして自分たちの誇りのために獄中で闘う事を決意した2人の思いは、日本、そして韓国まで多くの支持者を獲得し、日本の内閣を混乱に陥れた。そして2人は歴史的な裁判に身を投じていく。

2017年制作／129分／監督：イ・ジュンイク

問合せ：太秦・TEL:03-5367-6073

資料③ 第84回 憲法を考える映画の会（2025/10/05）報告および参加者感想から（1）



第84回 憲法を考える映画の会は、2025年10月5日文京区民センター3A会議室で行われました。上映プログラムは、戦時中、日本で過酷な労働を強いられた朝鮮人労働者を悼む碑が群馬県によって壊された事件を描いた『あの日、群馬の森で—追悼碑はなぜ壊されたのか』です。

トークシェアは、監督の三宅美歌さん、日下部正樹さんにも参加いただき活発な話し合いができました。

【トークシェアで話し合われたこと（概要）①】

（日下部正樹監督）この作品の共同監督と言われているが、実質的には三宅が監督。企画を出し、原稿をつくり、編集や構成など80%以上が三宅の仕事。

この作品、もう何回と見ただけど噛めば噛むほど味が出てくる作品と思う。ドキュメンタリーとして彼女が訴えたいと思うことが今日の会場の方にも相当響いたのではないかと思う。

（三宅美歌監督）撤去されて1年になるので、その後をお伝えします。追悼碑の追悼集会をやってこられた市民グループは、一度解散という形をとって、新たな市民団体として出発している。撤去後に県が2000万円以上撤去費用（そのほとんどが警備費用）を請求して団体の預貯金を差し押さえされたという事情もある。

関東大震災の追悼碑の話も映画の中出てくるが、相手方（そよ風）の集会は許可されなかった。

この映画は、いろんな立場の人から、いろいろと軌轍のある中で話を聞きしてつくったという形です。見ていただき考え方を深めていただければと思っています。

（男性）訴訟の経過について伺いたい。一審では勝訴。その時、原告はどのような法律的主張をされたのか？それが高裁、最高裁ではどう言う判断になったのか。

（三宅さん）一審の前橋地裁には「著しく公益に反するということはないだろう、『撤去しないでくれ』と言うのは土地の更新をしてくれと言うこと。土地を借りる約束が10年更新になっていた、その更新を認めないとそれは裁量権の行きすぎではないのか」とで市民団体の一部勝訴。それに対して「県としては、やりすぎだからに和解とかを考えなさい」ということだった。

それが高裁では、条例違反というか、「政治的発言はしない約束を破った」というところだけを見られた。

（日下部さん）碑を建てる時、碑の前で政治的、宗教的なことをやってはいけないと言う約束があった。ただ、毎年追悼の集会をやってきて、8年間県は何も言ってこなかった。それが「碑を撤去しろ」という人たちの攻撃を受けるようになって、その中で集会を報じた朝鮮日報の記事のなかに「強制」という言葉があるのを見つけて「条件違反だから土地占有権は認めない」となった。

そこで裁判を起こし、原告側はそれは事実を言ったことで政治的な碑ではないと訴えた。第一審では政治的発言、この程度で更新を認めないとそれは裁量権の逸脱だとした。そしてその裁量権を認めるというのが第二審です。しかし二審でも「だからどうしろ」とは言っていない。しかしそれは更新を認めないという県の主張は合法的だが、「違反だから撤去しなさい」とかは判決文にはない。

（柿沼）菅内閣の時に閣議決定で「強制連行」を「徴用」と言い換えるように決めましたが、そう言うことには関係ないでしょうか？

（日下部さん）強制連行をめぐっては、前々から「そんなものはない、全部が全部、強制連行ではない」と言う主張がずっとあった。それを閣議決定で「徴用」という言葉に言い換えることを決めた。ただ、閣議決定でも政府答弁でも、「強制連行はない」なんて一言も言っていない。徴用って言うのもほぼ官の力で強制性が強いわけだが、全部が全部「強制連行」じゃダメだという言い方になる。全然「強制連行はなかった」と言うことにはなっていないのに、教科書では「強制連行」と言うことはないし、メディアでもほとんど使われなくなったという情けない情況です。

（男性）1977年から2013年まで埼玉県で教員をやっていた。日の丸を掲げるようにと言う県教委の通達を拒んで処分を受け、日本会議から偏向していると言われたことがあった。

そう言うことがあってこう言う時代になったのかもしれません。きょうの映画の中に森野善右衛門と言う方がいらっしゃいましたが、森野善右衛門はボン・ヘッファーなど反ナチの研究の大家なんです。今度そのボン・ヘッファーの映画ができるそうですが、ヒトラーを暗殺しようとした人と記録になる人で、ドイツでは英雄になっている。そのことは日本で知られていない。もっと世界史のレベルで考えるべきと思う。

（女性）先程、日下部さんが「強制連行」という言葉をメディアも使わなくなつたと言ってましたが、使わなくなつたんですか？ それとも上から使うなと言われたのでしょうか？

（日下部さん）はっきり言ってめんどくさいんだと思いますよ。強制連行なのか、民間募集なのか、資料もないし、それでいろいろクレームを付けられたら対応の時間もないしそれが報道機関としていいのかと問われれば、批判は受けなきやと思いますし、反発は感じるんですが。

でも今の若い記者は優秀なんです。僕なんか右翼にいろいろ絡まれても感情的なことしかいえないんだけど、理路整然と「資料にはこうあります」と論破できる能力があるんです。僕なんかにあるのは根本的な怒りとか不条理に対する憤りみたいなものだけです。僕が生まれたときには、ほとんどの人が戦場に行っていたわけで、戦争のいろんなことが普段の生活の中にあったわけです。でも80年経つとそういうのを忘れてくる。

（女性）群馬県我妻村の出身です。吾妻線は群馬鉱山の鉄を運ぶために突貫工事が行われ朝鮮からの労働者が連れてこられて犠牲者もすごく多かったと思います。そういう犠牲者を追悼する碑を群馬県に壊されたことに本当に腹を立てています。今は別な形で活動を始められたときいて是非そちらにつながりたいと思いました。

（男性）在日朝鮮人で自分の親も群馬出身だったのでいろいろと思うことがありました。5年前に見ていた頃はまだ裁判中だったのですが、2年前にこんな結果になって残念というか、ひとつの時代が終わって、あたらしい次元の異なる政治の時代が来るような見渡せない状況にいます。

この映画の制作経緯（いつ頃から）と歴史否定の行政の対応についてのコンセプト（それをどのように考えて制作されたのか）について聞きたい。また、日本の加害の歴史、植民地時代の責任について、どのような報道がこれまであったのか、それについてどう思われているのかをお聞きしたい。

（三宅さん）制作経緯ですが、報道特集の担当になって、歴史問題についての番組をすると、異様に抗議の電話がかかってくることに「これは何なのだろう」と思っていたこと、それと2017年の関東大震災の追悼式に取材して、自分が全く歴史について知らなかっただことに気がつき、いろいろと調べ始めたことがあります。その中でいろんなことを否定している人がいることを実態として知り、彼らが何を言っているのかについて調べました。その多くに「この碑を残していると韓国側の謝罪と賠償を引き出すための材料になってしまう、また「いつまで謝罪を続けるつもりか」「あれは先祖に対するヘイトスピーチだ」という言葉をよくきました。（次ページに続く）

資料③ 第84回 憲法を考える映画の会（2025/10/05）報告および参加者感想から（2）



【トークシェアで話し合われたこと（概要）②】

（三宅さん＝つづき）そう言うのを聞いていると、「いつまで謝罪を続けるの」ということに対しては、世代も変わったまったく知らない世代としては、こう言う問題にどうやって向き合っていけばいいのかと悩むと共に、かれらが言っている「先祖の人たち」っていうのは、その先祖の人たちが「これ残さなきゃいけない」と建てた追悼碑じゃないの、と思って、これを建てた人たちに会いに行こうと言うことで、20年に市民団体のグループに会いに行ったのが始まりでした。

この作品をつくったコンセプトとしては、この歴史問題知らない世代がどんどん増えていく中で、「どう繋いでいったらいいのだろうか、どう考えていったらいいのだろうか」と考えてほしいなと言うことを大事にして作ったつもりです。

（日下部さん）被害の歴史と加害の歴史は大きな分水嶺というか、軍とか、政治家というか、ちゃんと物事が分かって戦争を進めた人って、もういないわけですよ、軍人も。被害の証言はいっぱい聞きます。どうしてわれわれは朝鮮、中国を侵略したのか、植民地にしたのか、台湾も含めてね、と言うことを語れる人がいないんですよね。ですからわれわれは資料とか、遺族にあたるしかない。そういう中でどんどんどんどん極端な右側の人たちがそこを突いてくるわけですよ。

だからほんとにここは最後の最後なんですよ。陸軍中野学校の二俣校っていうのが浜松の天竜にあったんですけど、この前、その一期生の方が103歳で、まだお元気でご存命だって言うのですぐとんで行ったんだけど、まだ頭も明晰ですね。メディアはそうした「われわれは何をしたんだ」を肝に銘じて今後、戦争についての取材をすべきだとひしひしと感じています。

（男性）私の叔父は戦争中、岐阜での憲兵隊にいて、朝鮮半島でうさぎ狩りと称して朝鮮人を日本に連れてくる仕事をやってました。その叔父さんが言うには「戦争は天皇陛下のためにやっている。こんなことをやったが『聖戦』のためにしたことでは仕方がない」と言ってました。戦争が終わってから叔父さんも苦しんでましたけどね。

今回の碑が壊されましたけど、再建する動きはあるんでしょうか？

（三宅さん）あたらしいグループが立ち上がって、再建したいという気持でいるんですけど、それを打ち出すことができない。前の団体と同じと見なされ、撤去費用の請求が来るんじゃないかと心配されているという形です。市民団体の方は、プレートだけは返してと言うことで、「記憶、反省、友好」の碑文は大事に保管されているので、また何かの形で伝えていくとは思います。

（女性）私は碑が無くなると言うことで、はじめて追悼碑のことを知りました。無くなつたことによって、より碑の存在がはっきりすると言うこともあるのではないかでしょうか。無くなつたことで、これは世界中に発信されたと思うんですね。無くなつたと言うことを良いことにしましょ。その意味で、この映画がたくさんたくさん上映されることを願っています。若いね、日下部さんもそうだけど、可愛らしいあなたがどうぞがんばって、つらいこともあるでしょうけど、あなたを応援する人が必ずいると思います。

（男性）「いつまでも戦争のことを謝り続けるのか、と言われる」と言うことですね。私そのことを聞いて思ったのは、「世界から戦争がなくなるまでなんだ」とはっきり答えようと思います。

それから県の主張は「憩いの場である公園にふさわしくない」ということですが、そもそも碑がなくなったのは、保守を標榜する団体の人たちが来ることで起こったことですよね。にもかかわらず撤去費用を市民団体の方に求めるっておかしいですよね。「ふさわしくなくした」保守を標榜する団体にこそ撤去費用を負担させるべきでは無いかと思います。それは裁判とかでは、県の見解としては全く触れてないんでしょうか。

（三宅さん）撤去費用に関しての裁判とかは起こっていませんが、保守を標榜する人たちから、ずっと「支払っていない。いつ払った？」と言われる材料にはなっています。

（男性）1981年から40年間、中学校と高校で日本史の教員をやってきました。教科書が変わるたびに日本の教科書の記述から加害に類する言葉がすべて消えていくんですね。そういう中で、教科書以外の副教材を使ってこういうことがあったと伝えてきたつもりでした。

きょう映画を見て、あらためて今の時点で、2025年の戦後80年の時点で、きちんと今、日本がどうなっているか、事実として何があったかと言うことも大切ですが、それを日本の社会がどう捉えているかっていう断面を切り取っていただいたと言うことはとてもありがたいと思いました。

この追悼碑は2004年のできた直後くらいと、裁判が始まった頃、在日の方と一緒に見にいきました。

今「（鬱いに）負けている」と言っては失礼ですけど、逆に、一所懸命やっている人たちもいるんですね。そこで例えば、三宅さんも映していた東京都の関東大震災慰靈堂のこと、荒川の橋の下でも「ほうせんか」という団体がもう20年間慰靈祭をやっています。神奈川県でも朝鮮の犠牲者、こう言う事実があつたって記録する会があって、首都圏だけでもいくつかの団体が歴史をきちんと復元していこうとしている団体があるんだよってことを取材していただきたい、こういうことをやっているんだってことで、すごく勇気づけられる人がいると思います。

（日下部さん）ご心配なく、「ホウセンカ」の取材もしていますし、神奈川県の追悼式の取材もすでにしています。ご心配なく。

（女性）私、「PTSD日本家族会に寄り添う市民の会」の一人なんですが、今度、NHKBSスペシャルで放送予定の戦争トラウマについての番組のためにアンケートする協力をしています。お父さんとか、おじいさんとか家族にも兵士の方がいたらご協力をお願いしたい。今まで「皇軍の兵士にそんなおかしくなる人はいない」と言われて隠されてきたのですけど、今声を出す人も出てきて、そういう実態がまだある、戦争は終わっていないと言うことを伝えたいと思います。

（男性）埼玉の蕨に住んで、駅前でヘイトの演説が始まりとか、周辺でヘイトの拡がりがある。そんなのを見てるので、きょうの映画を見て、どう言うことが自分にできるのか考えました。今回の撤去の始まりは2013年ということと、安倍政権ができて1～2年という年だったと思います。その時の右翼の活動の広まりの空気感ってどんな感じだったのでしょうか。

【トークシェアで話し合われたこと（概要）③】

（前ページから続く）奈良の慰霊碑の話もありましたが、当時の安倍派に自治体が忖度して受け入れざるを得なかつたような状況とかあったのでしょうか。

（日下部さん）安倍内閣でいろいろ出てきた愛国者を名乗る人たちを右翼とは呼びたくないんです。「外国人出て行け」なんて言うのはニセ者ですよ。「ビジネス右翼」みたいな言葉あるでしょ。何か、ネットを使ってどんどん廻すってことがひとつですよ。どんどんどんどん過激なことを言った方がいいし、安倍さんもそう言うものを先兵として黙ついるわけで。当然ネット上で荒れまくっている、売国奴だとか、非国民とか、平気で言う社会になっちゃった。「そう言うのはいけない」って政治家が言わなきやいけないのに、ずっと容認していた。安倍ちゃんが喜んでくれるから、みんなガンガンガンガンネットでやって、と言ふことですよ。

第二次安倍内閣の頃から追悼碑とか、こういったものに対する、行政に対する電凸とか抗議の数が増えたことは間違いないです。それまでは街宣ですよね。昔から右翼って言うのは街宣活動やって、「ホメ殺し」とかあったり、それが今は全く違う、行政に対して直接電話攻勢、あるいはメール攻勢とか、そういう時期は第二次安倍内閣からだと僕は思っています。少なくとも政治家が止めなきやいけないヘイト発言を容認していたことは間違いないと思います。

（男性）いろいろと取材されたと思うのですが、迷つたり、最後にカットしたものとかありますか。

（三宅さん）映画は長い尺がとれたので、テレビで出せなかった部分をすべて入れさせていただいたという満足感はありました。もう少し相手の言い分を入れた方がいいのかなって思ふこともありましたが、やはり訴訟とかもあるので、自分たちが撮ったものだけで作るという形になりました。

（男性）上映するに当たって圧力とか無かったですか。

（三宅さん）歴史問題とかやると、来るのは毎度、という感じで想定内でやるというところでやります。他の上映会に関しても、「そよ風」さんの努力で告知をいただいてまして。行ける人は是非、と言うようなことを言われてまして。

圧力というような形を想うこともありますが、でも伝えていきたいものとか、問題だなと思ったことは出していかないと、と後押ししてくれる先輩達もいるので、こうして世に出来るというような状況です。

（日下部さん）報道特集という非常に右寄りの人たちから嫌悪されている番組をずっとやっていると、放送するたびにすごい数のXとか来ます。だけどああいう批判はパッと起きて、パッと沈んじゃうから一喜一憂してもしょうがないなあとある時悟って。いい批評、いい批判というものは回り回って僕らのところに来るものなので。

（男性）追悼碑が壊される前に、その占有許可が取り消されて以降、どこかに移設するのかなと思ってたんですけど、運動をやっていた人たちは移設するよりは壊されてでも居続けることを選択したのかなと思ったんですけど、解体してでも県立公園の中に居続けるという選択についてはどう思われましたか。

（三宅さん）移設案というのも途中で出ていたと聞いています。県側からも県立公園じゃなくて、別のところへ移すと言うことも。でも建てた頭初に「公」なものとしてとらえるためにこうした「公」の場にあることが大事だという思いで建てているところは曲げられないと、訴訟までやってきたと。そういう形で建てた追悼碑というのも、全国にはたくさんありますし、やはりみなさんが願っていたのは、多くの人に来てほしい、建てただけに終わらずにこれをきっかけに考えてほしいという思いがあるので、多くの人が立ち寄るところに

と言うことが大事だったりしますね。やはり公に建てたもので、撤去すると言うことの影響というのもすごくあると市民団体の方は考えてられましたね。撤去したい人たちの勝ち、と言うことになる、そこはがんばらなきやいけない。また全国への影響に対する使命みたいな意識を持ってらっしゃったのもありました。

（男性）歴史修正主義というか、露骨な政治的介入と言うのが始まったきっかけというのは、私は2001年だったと思います。NHKのETV特集の「国際戦犯法廷」の番組に当時官房長官だった安倍さんがNHKに乗り込んで圧力をかけたという。

是非もう一回マスメディアと歴史修正主義というのを振り返ってみたいと思っています。

（司会）高麗博物館で、強制連行に抗う回という活動している方から一言。

（女性）なぜ群馬の森の追悼碑が壊されたのかって言いますとね、やはり日本が、戦争して、朝鮮の国を侵略し殖民地支配し、「募集」とか言っても、強制的なんですよ。そう言うことを隠そうとする、事実を認めないようにする、「強制連行」という言葉は広辞苑にも載っていて、日本人だったら、朝鮮から連れて来られて働かされたんだなって。感じていた言葉だと思うんですよね。それは使ってはいけない、教科書からなくしていくって言う教育をしようとしていく。そういう勢力が（追悼碑は）邪魔なものだったんですね。

追悼碑を守る会の人たちは、何とかして守っていこうと手を尽くして話し合ってきたんです。県知事の山本一太って人は、高市早苗、安倍晋三と一緒に1997年に「日本の未来を創る若者たちの会」みたいなのをつくってその事務局に山本一太って人がいました。映画の中で「歴史修正とは関係ない」って言ってましたけれどウソにきまっています。

今、この時点で追悼碑が壊されたってことをしっかり受け止めて、それは全国的な問題として認識されたと思います。私も「アクション80」って言う「守る会」の新しい会とともに追悼碑を再建していきたいと思っています。あきらめてはいられないという思いです。

（男性）長崎大学を定年退職して平和教育に関する活動をやっています。「歴史修正主義」って、右側の人たちが何を考えているのかがよくわかる本が出ました。2023年に『安倍晋三の歴史戦』と言う本が産経新聞出版から。著者が西岡力と産経新聞の阿比留瑠比。

何が彼らの重点目標かというと、ひとつはドイツと違って日本はジエノサイドをしていない。それから性奴隸は売春婦であって従軍慰安婦なんていなかった。その二つが重点課題になっています。ジエノサイドの一つは関東大震災の虐殺と南京虐殺ですね。それから強制連行はやはり人道に対する罪の一つなんですね。それが、彼らが嵩（かさ）にかかっているのは、東京裁判で戦争犯罪は判決で適用されたけど、人道に対する罪は適用されなかった。それをいいことに「日本は人道に対する罪はしていない」と。ジエノサイド条約が1948年ですから東京裁判には間に合わなかったわけでホーコーストは、人道に対する罪が適用されなかったわけです。だからジエノサイドはなかったし、人道に対する罪は適用されなかったから強制連行はなかったと言うのが彼らの言い分です。

ジエノサイド的なことは日本は何回もやっているんです。最初は日清戦争の時の東学党の農民に対する鎮圧戦、満州事変の時の平頂山事件、日中戦争では南京事件、太平洋戦争ではシンガポール華僑虐殺とか。自然災害では関東大震災とか、ジエノサイドを何回も行っているということは日本史的にも言っておかなくてはならないと思います。

資料③ 第84回 憲法を考える映画の会（2025/10/05）報告および参加者感想から（4）

【トークシェアで話したしたこと（概要）③】

（日下部さん=最後に一言）「追悼碑を撤去しろ」と言ってきた人たちは顔が見えないとさっきから言ってるけど、それは右も左も一緒ですね。

今、僕たちは何に対してどう戦つていいのか、それをどう説明したらいいのか、やっぱり右翼がどうのとかと、ちょっと違うんです、今の現象は。そこに入って、それぞれの考え方で共鳴する方がいたら、やはり、歴史、学ばなきやダメですよ。ひとりひとりが考えてね。僕も考えますから。とにかく何か得体が知れないんです。右も左も。昔の左、昔の右とは明らかに違いますよね。そうした中で、「日本人ファースト」だけじゃなくてね、自分だけがいいみたいな、自分だけが良ければいいみたいな。参政党が躍進したのは、みんな自分の耳には聞こえがいいんですよ。だからこう全く無味無臭の人がだんだんだんだんオレンジの方に行っちゃうような現象が起きてるのかなあって。

それから、アメリカなんて僕たちは民主主義とか自由とかいろんなことをアメリカから学んできてる。メディアもそうですよ、そう思ってきたのに、アメリカのそういう制度や装置が整っているはずなのに、トランプというひとりの男によって、こんなに簡単にアメリカ社会が変わっちゃうんだって言うのがほんとにこれは右とか左とかの対立じゃないですよね。

どこに僕たちは軸足を置いたらいいのかって今問われていて、これはもうマスメディアも、ネット社会もそうだし、彼ら、彼らの世代に僕たちはどう言うものを残していくのかなって思うと不安でしようがないですよね。

（三宅さん=最後に一言）やっぱり今の世の中、見ていると反対派の意見、お互いが対立しているって言うようなものがある中で、「あの意見はクズだ」というのを受け入れられない時代というか、そう言ったことを言うと、逆に利用されるというか、戦いみたいになっていっちゃう。そう言うのって、ものの動きとして心配になっていて映画を作る中で、私たちメディアはどう向き合っていくかみたいなことってずっと考えていました。

この現象で問題だったのは、「中立」なんですね。いろんな意見がある中で、公園という公共の場で中立じゃないものを、中立であるべき県とかそう言うところに抗議が入ったこともあるって、ああいう形にどんどん押し進められていった。

で、今後、選挙などでも自分の立場を言われます。中立に報道しろって言うことを言われます。そういう中で私たちは中立でなくて、もっと「事実」と言うことを大事にした方がいいなと言うことを、日々、思いを強くしているという段階でして。

今回みたいに逆に、事実を見えなくする、隠していくってことは本当に本末転倒の動きだなって思っているので自分たちは、中立でなくて、事実ってことをもっときちんと見て、お互いが考えて行かなきやいけないかなって思っています。

その情報を報道の現場にいながら出していけたって思っています。上映の機会嬉しいし、大歓迎ですので機会があつたらまたどうぞ宜しくお願ひします。

（日下部さん）11月3日に群馬県の多摩むらむらというところでこの映画の上映会をやることになりました。ちょっと遠いですけどもう1回見たいようでしたら…。先程も言ったように、噛めば噛むほどこういった政治もあったんだと分かるかも知れません。これからもいろんなところでね。われわれは非常に喜んでます。今日はありがとうございました。

【参加票に寄せられた感想など（1）】

●「終わったこと」にする、忘れさせる、「なかったこと」にする。これが奴等の戦略だから、目を外らさず、声を上げ続け、つながりを強め広げることが私たちが屈しない道であると思います。SNSで憎悪と悪意に満ちたバックラッシュのヘイト放言が瞬時に拡散している今、この映画の会を続けることが広がる闇の中で小さくても一層大切な灯であると強く感じています。東京の碑に迫っている攻撃については認識がまだまだ甘かったと、今回の映画で痛感しました。（N.I.）

●私は九条の会で少しだけ学び、今の日本をとても心配している人間です。

80才過ぎまで大まかにしか理解できていない事があまりにも多く、眞実、ほんとうの事をしっかり知りたいと思つて、パンフレットをみて初めて参加しました。

このままでいい筈は絶対にありませんから私に何が出来るのか、正しい事をしっかり学びたいと思いました。有難う。（M.M.）

●「あの日、群馬の森で」を見せて頂きまして、ありがとうございました。

トークシェアでの日下部さん、三宅さんのお話も、会場中の意見や質問も良かったです。

法政大学の中沢けいさんから群馬の追悼碑の話は何度もお話を伺い、聞いてきましたので、映画を見せて頂いてさらに深めることができました。（M.S.）

●東京広報（？）で本集会を知りました。
会の存在も知りませんでした。

群馬の森の碑が撤去されたことはニュースで知っていましたが、表面的にしか知らなかったと思い知らされました。

東京の追悼式には100周年のとき参加しました。そのときは右翼の動きはわかりませんでした。今、浮上している参政党の空気と似たものを感じますね。TBSの「報道特集」は貴重な作品です。（A.M.）

●西岡から2023『安倍晋三の歴史戦』産経新聞出版、は「日本はジエノサイドをしなかった」と主張している。「南京虐殺なかった論」とともに「関東大震災の6000人虐殺なかった論」もウヨクの重点主張であることがよくわかる映像だった。

群馬の森追悼碑撤去事件についてよくわかる映像だった。群馬の森事件についての書籍もあるが、販売コーナーにおくべきだったと思う。

強制連行は東京裁判憲章でいう「人道に対する罪」にあたる。「日本は人道に対する罪をしていない」もウヨクの重点主張だろう。（K.T.）

●今日の会は充実しました。良い企画でした。映画も考えることが多く、トークがおもしろく、ためになりました。多くの人の意見が出て、充実しました。ありがとうございました。（H.N.）

●この群馬の追悼碑につき詳しく分かっていませんでしたので、今日この映画にて知ることが出来、良い機会を得、感謝いたします。あたり前の人としての思いと反省を否定してしまうそれらの力に恐れを抱きます。権力側の大きい力が背後にある（以下不明）を…今後も今の活動、応援したいです。（K.M.）

●本日いただいた資料内「資料9」で取り上げられている映画を見させて頂ければうれしいです。（H.S.）

資料③ 第84回 憲法を考える映画の会（2025/10/5）報告および参加者感想から（5）

【参加票に寄せられた感想など（2）】

●「あの映画に描かれたことが時代の大きな分岐点になったね」と、後世にそう言わせないようにするには今何をしたらよいか深く考えさせられました。

映画会に20代、30代の若者の姿がほとんどなく、悩ましいです。しかし、外国にルーツをもつ子達が周りに沢山いるその世代が、別の表現手段でつながって様々な課題を乗り越えようとしている。各世代が壁を越えて共に協力していくことが必要と考えました。

ありがとうございました。（S.K.）

●ありがとうございます。

こういう問題で中立ということにならないと思いました。県議会の議決あったようで（数文字不明）話されませんでした。（K.K.）

●山本知事はなぜ、撤去の方向へ賛同してしまうのか。そのことによって、どのくらいの支持の高まりがあるのか知りたいと思いました。確かに、一部には、そのような考え方をする人たちはいると思うのですが、決して多数ではないと思っているのですが、そうではないのでしょうか？

中野ボレボレだけで、上映されている映画は見のがしてしまることが多いので、時間がかかるてもいいので、それらの映画をいつか上映してほしいと思っています。

+感想等をQRコードで、電子で書けるようにすると、書きやすいと思います。（S.O.）

●群馬の話、駅から離れた地元民しか普段は来ない場所との印象です。群馬県立美術館へ一度行った時に感じました。追悼碑があったのも、撤去の話で思い出したくらいでした。今日の映画を見て、過去の不都合な歴史を消そうとする「未来志向」の人達には要注意だと思いました。

嫌なことに、国粹主義者が日本初の女性首相になりそうという歴史の汚点を目の前にしつつ。（F.N.）

●極右政党が主張する愚かなキャッチフレーズがある。ナニガ『日本人ファースト』だ!!!

この国はずっと「日本人ファースト」だったじゃないか!!私がリスペクトする、ほんの一部の人達を除いては、この国に海外の人々や国や地域を意識したり、関心をもったり、心を寄せたり、支援したりしている日本人を見聞きしたことは、これまで一切ない。だから、今日のようなドキュメンタリー映画を製作する人たちやそれを観にくる人たちの中にいると、ひとときの安住の地にいるような気持になります。（E.S.）

●日下部さん、三宅さんが映画会上映の時にトークに来てください、この問題への熱心さを感じ、感謝します。

下山弁護士の集会、高裁後の最高裁却下の時）の時のことばがいわれて、よく聞こえなかったのが残念に思いました。一番いい場面は、追悼碑の除幕式の時に参加された韓国人の人へまで取材して、「ありがとうございます」と「どうしてせっかくつくった追悼碑をなくすのでしょうか」と、ご夫婦が言っている場面です。あと若い時、証言集めをしていた矢中さんが追悼碑ができる時に「これからがスタートだと思った」と言い、「なんでこんなことになってしまったのか？」と涙をふいていたシーンが印象に残っています。（C.O.）

●念願の映画を見る機会をいただいて、ありがとうございました。

戦後80年のメディアの報ずる戦争は、すべてと言ってよいほど「被害」ばかり。「加害」の事実を次の世代に伝える義務が私たちの世代（当年68歳です）にはあります。

◎見たい、見ていただきたい映画（全て見ております）
『黒川の女たち』『陽なたのファーマーズ』
『五香宮の猫』『壁の外側と内側』『よみがえる声』
『非常戒厳前夜』『宝島』『ウナイ』（S.H.）

●朝鮮学校のドキュメンタリーが観たい。（K.S.）

●「あの日、群馬の森で」上映会、ありがとうございました。群馬、吾妻の出身です。追悼碑を群馬県が破壊したこと、悔しく怒りがわきます。

経緯、現状を映画でしっかり見せてくれ、ありがとうございます。あちこちで上映してほしいです。

閉会のあいさつは手短かにすべき。（K.O.）

●「何年後と云へども、この札取り去るべからず。」この一言に尽きます。

歴史事実を修正することがあってはなりません。

こともあろうに、日本の政治がバーミヤン石窟を破壊するISや中国の文化大革命の如き政治を執行するとは。

ひとりひとりが、何が何でも忘れず、記憶し続けて、記録を残し続けねばなりません。何としても残し続けましょう。是非また参加させて下さい。

僕は「中立」なんて幻想だと心得て居ります。（Y.K.）

●戦況が悪化する中、国がなりふりかまわない対応をする中で強制連行は行なわれたのであり、ポイントは国が主体的に関わったということだ。

それを無いことにしたり、割合いの問題にすり替えたりすることは許されない。

歴史を改ざんする行為は、日本及び日本人を貶める行為そのものだと思う。あったことに誠実に向き合い謝罪を行ない続けることこそ大切だと思う。（T.T.）

●見ることができてよかったです。（初めてになります。）

トークセッションで参加者からの多くの意見、質疑応答あり、それもよかったです。

高市氏が総裁にえらばれ、ますますこれから日本社会がどうなるか不安ですが、こんな時代ではおかしかった、と言える日が未来にくると信じて、自分も気持ちがなえないように学びつづけていきたいと思いました。

よい映画にもふれていきたいと思います。（M.O.）

●追悼碑撤去の背景、歴史がわかりやすく解説されていて、見て良かったです。

当事者なのに、うろうろしていただけでした。（Y.M.）

●政府に都合の悪い過去の記憶を、消していこうとする組織の態勢がよく判ります。国家権力が恐ろしい。山本知事に自分の意思がなく、人間的判断ができない人を群馬県民が選んでいる気持ちが分からぬ!!。郷土愛が国家への忠誠につながるような教育のせいなのだろうか。（N.M.）

●いわゆる歴史修正主義者の行動の理由や理念、目的はどこにあるのか？本音と表立っての「言い分」を知りたい。

背後にある「意図全体」についても可能な範囲でヒントを得たいです。（K.K.）

●10年前まで、群馬県在住でした為、何かゆっくり考えたい時に、追悼碑を訪れておりました。

私は在日コリアン3世です。

今は亡き角田義一先生、発足メンバー、市民活動の方々へ深く感謝致します。

本日の映画で碑が建立された背景から壊された今日までの流れがよく解りました。監督、スタッフの方々、有難うございました。高市さんがTopになつたら、また苦い世が加速され、恐い。けれど抗っていきます。（K.K.）

●トークセッションがとても興味深かった。（N.M.）

●大変立派な作品をありがとうございました。（T.O.）

資料③ 第84回 憲法を考える映画の会（2025/8/28）参加者感想から（6）

【参加票に寄せられた感想など（3）】

●公益をこわすのは、ヘイトの方で、ヘイトを規制すれば何の問題もないのでは。東京都が集会を許可するのはおかしい。

碑をこわしたことは、平和を願う、日朝両国民の心をこわす行為だ。撤去費用の請求など、何をかいわんやである。

國は犠牲者の遺骨を返還せよ。

全国に知られたことはよかったです、撤去されないで勝訴でおわればよかったです。

見たい映画は、高岩監督の映画。（S.T.）

●主催者側にお願いしたい。

映画の中身の問題ではなく、言葉遣いが…させて戴く…させて戴く、と、余計なへりくだりが、今日のような歴史修正や碑等の撤去の方向になっていると感じるが、どう思いますか？加害の事実の非認に継がっているように思う。（T.O.）

●追悼碑がバーチャルで再現されていることを興味深く拝見しました。

仮想空間を利用することで、遺恨を残さずに多数？無限に造ることになるのではと思います。世界の平和にも通じる一つのアイデアではないかと思います。

昨日、東京ドームの一画にある「鎮魂の碑」を見てきました。野球が好きで東京ドームにも何度も足を運んでいましたが、その存在も知りませんでした。

きっかけは、NHKのローカル局が制作したドキュメンタリー番組でたまたま知りました。ドキュメンタリー番組は、そういう価値があると思います。

戦後80年にあたり、今年の8月ですが、東京都慰靈堂を久々に訪れました。朝鮮の方の碑に手を合わせてきました。（E.I.）

●加害の歴史をなくそうとする自民党政権と保守的群馬県知事の姿勢がよく表されている映画でした。昨日（10/4）自民党総裁選で高市氏当選し、日本はより戦争に近づいていると感じた。翌日の映画会、深く考えさせられます。三宅美歌さん、日下部政樹さんと会場の皆さんとのトークシェアがいろんな人の考えがわかり、とてもよかったです。

今後映画会で上映してほしいのは、朝鮮人「慰安婦」のことです。（N.O.）

●追悼碑が建立されたことは、事実である。後に追悼碑が裁判を経て、行政代執行により撤去されたことも事実である。現実の日本人は、これを歴史的事実としてねじまげることなく記録し、後世の歴史的評価にゆだねることが重要と思った。人間はその時の空気ではなく、歴史に学ばなければならないと思う。（S.S.）

●報道特集の「群馬の森」の回を見ていましたが、さらに深く碑を撤去したい側が難クセをつけて、行政が「政治問題になった」として撤去してしまうといういきさつが良く分りました。同じ手口で墨田区の碑もなくそうとしている動きがあることもとても良く分りました。

日下部さんの追及で山本一太知事が「歴史修正主張は参同しない」という言質をとった事は良かったのでは。

あと、「ウヨ」の人々の声は、「こわす」「なくす」「ひぼう・中傷」だけで、「応援」や「励まし」など肯定的なことは一切しないのが、何か笑ってしまいました。（M.N.）

●追悼碑の撤去を主張した人たち、どんな人たちなのか気になります。憲法改正は発議されていませんが、現在の政治情勢、心配です。参政党の伸長、高市総理の誕生、警戒します。

「報道特集」は視聴者の一人として支援していきます。（Y.O.）

●〈本日の感想〉

高麗博物館の講演会で石田さんの講演を聞いて群馬の森の追悼碑撤去の話を知りました。裁判では、撤去までは判決が述べていないなか、判決を利用して“不法占拠”に強制執行にまで至った山本知事と県に怒りを覚えます。しかし、群馬県だけでなく、追悼碑撤去をして強制連行の歴史をなきものにしようとしている動きに対抗していかなければならないと思います。

映画の中で、バーチャル映像の話が出ていました。碑がなくても歴史を記録する方法はいくらでもあると思いました。（無記名）

●TBSドキュメンタリー祭りが渋谷で開催されたときに観たかったのですが、スケジュールが合わず、観ることができませんでした。

本日鑑賞ができて有難かったです。

戦後80年となります今夏さまざまなテレビ番組が放映されました。しかし、その大部分が戦争被害に関するものでした。それはそれで大切なですが、加害の問題も含めて考えなければ戦争とは何かという全体像が分からなくなってしまいます。

「あの日、群馬の森で」という番組を作成したスタッフの皆さんとの取り組みに深い敬意と感謝を申し上げます。有難うございました。（無記名）

●「あの日、群馬の森で」

群馬県（前橋市）出身です。ニュース等で知つてはおりましたが、今回映画を観させていただき、何が起きていたかを深く知ることができました。事実を事実として認めたくない思想というか…なぜそう思ってしまうのか考えても考えても分かりません。

今、ガザで起きていること、イロラエルがやっていること、理不尽でなりません。

このような上映会を、もっともっと若い世代の人たちに知つてもらつて観てもらいたいです。どうしたら参加してくられるのでしょうか…。

群馬出身の人が多く、びっくりしました。
ありがとうございました。（無記名）

●1.いつもながら、手元資料いいですね。

2. 日下部さん、直接話お聞きできて幸いでした。

3. 花崎さんの戦争観、同感です。（戦争を無くす力になるものは ①ジャーナリズム、②教育、③市民運動。しかし

それらはまた戦争をつくる力にもなる、と言ったこと

日々の現象も戦争に至る構造と関連づけて考える必要がある

ように思います。

4. 反戦アニメはだしのゲン、火垂るの墓、この世界の片隅に

5. 第2期の反戦塾、新たな展開を期待しています。

（A.I.） =FAXによるご意見

●「あの日、群馬の森で」

山本一太氏がいってた双方の正義って?100人いれば、100正義がある、と言うけれど、の方々のいってる（抗議）ことは正義なのか?事実をインペイ改ざんすることは、時の権力者のやってきたことかもしれないが、許してはいけないと思う。歴史に学ぼう。（O.K.） =FAXによるご意見

第86回 憲法を考える映画の会

日時：2026年2月8日（日）13：30～16：30
 会場：文京区民センター3A会議室（春日駅・後楽園駅）
 *プログラムはまだ決まっていません。

憲法映画祭2026

日時：2026年4月18日（土）10時～
 会場：文京シビックホール小ホール（2階）

毎年、憲法記念日の前の休みの日に開催してきた「憲法映画祭」来年は10回目になります。

しかし、このところホームグラウンドのようになっていた武蔵野公会堂ホール（吉祥寺駅南口）は来年、再来年と改装工事になるので、来年は文京シビックホール小ホール（341席）での開催を決めました。

上映プログラムや詳しい案内をこれからつくっていきたいと思います。

第12回 花とみどり・いのちと心展

日時：2026年1月9日（金）～2月1日（日）
 （1月19日～23日は休園日です）
 会場：国営昭和記念公園 花みどり文化センター
 主催：現代造形表現作家フォーラム
 テーマ：現代アート／知の実験場



地球環境問題や武力紛争が、いよいよ深刻化し、人間がどこへ向かおうとしているのか皆自判らない時代がやってきましたが、私達は未だ進む方向を変えられずにいます。

さらにテクノロジー発展の恩恵を受け、私達は生命と自然の神秘的な摂理に対しても無知かつ無自覚になって暮らしています。

自然と人間のいのちの尊さを謳う本展のサブテーマを「知の実験場」としました。アーティスト一人一人が自分たち人間の無知を自覚し、私達を取り囲んでいる世界を各々の感性を元に分析し、美しさ（知）とは何かを哲学し、美しいもの（知）に目覚めようと奮闘する姿をご高覧ください。

むのたけじ反戦塾 「節目の学習集会」の報告

「戦争はいらぬ、戦争をさせぬ世へ」の具体的な実現をめざして12回行つた学習会「むのたけじ反戦塾」の発言記録集を作りました。お求めの方は下記住所までご連絡ください。（送料込み500円）

なお、「むのたけじ反戦塾」は、そこで話し合われた反戦実現のための具体的な成果を、さらに整理し、形を変えてまた続けて行く予定です。

*問合せ先：090-4599-5314 武野
 〒338-0006 さいたま市中央区八王子4-7-10-201
 E-mail:dmuno@jcom.home.ne.jp

上映会・催しの案内

12月6日（土）～12日（金）連日10時半～ 第15回日芸映画祭2025「はたらく×ジェンダー」「わたしたちはこんなに働いている」「浪華悲歌」「ジャンヌ・ディエルマン・ブリュッセル1080、コメルス河畔通り23番地」「未来よこんなにちは」「君と別れて」「ある職場」「インタビュア一」「この自由な世界で」「巨人と玩具」「その場所に女ありて」「あゝ野麦峠」「につぼん戦後史 マダムおんぼろの生活」「マリア・ブラウンの結婚」「82年生まれ、キム・ジョン」「映画はアリスから始まった」「下女」
 （ユーロスペース=渋谷駅）

12月6日（土）～19日（金）連日10時～ 東京ドキュメンタリー映画祭（ケイズシネマ=新宿駅）

12月8日（月）12時～

強行採決から9年 改めて秘密保護法を問う スパイ防止法に反対する！国会前行動（12時～ 第二会館前 & 13時半～院内集会・第二会館＆配信）

12月8日（月）19時～ 1923学びの場「強制動員被害者の人権と尊厳、そして東アジアの平和」金英丸（キム・ヨンファン）さん（ふえみ・ゼミ＆カフェ=赤羽駅）

12月12日（金）18時15分～ <世界人権デー企画> 映画『香港、裏切られた約束』上映会＆解説「消された声：自由から不自由へ－香港市民たちの証言」（日本教育会館=神保町駅）

12月13日（土）14時～ ミヤンマー問題講演会「軍政が強行する総選挙、それを認めない人々の抵抗」（立川市女性総合センター=立川駅）

12月14日（日）14時～ 国立ハンセン病資料館ミュージアムトーク「戦争とハンセン病」第2回「戦争と療養所の子どもたち」西浦直子さん（国立ハンセン病資料館=東村山市）

12月16日（木）12時～ 第3回スパイ防止法を考える市民と超党派の議員の勉強会～『レーン・宮沢事件』（詳しくは本資料5ページ参照）（参議院議員会館講堂=永田町駅）

12月28日（日）11時～ レイバーフェスタ2025 ドキュメンタリー映画『高空籠城600日』音楽「この世界が終わるなんて嘘だろう」特別企画「その再開発は誰のためのもの」講談「雲外へ翔る鶴彬」川柳公募入選作発表「3分ビデオ大会」（板橋区グリーホール=大山駅）

「シネマDE 憲法」 旧作転載のご案内

法學館憲法研究所のホームページのコラム「シネマDE憲法」の映画紹介記事を「憲法を考える映画の会」のホームページ（<http://kenpou-eiga.com/>）に順次転載しています。

今、掲載しているのは2005年の作品。前回ご紹介した以降の作品をあげてみます。戦後60年、昭和80年だった2005年という年が蘇ってきます。

『戦争と人間』『ひめゆりの塔』『火垂るの墓』『宇宙戦争』『亡国のイージス』『隠し剣 鬼の爪』『NAGASAKI・1945～アンゼラスの鐘～』『亀も空を飛ぶ』『世紀の冤罪 ドミニシ事件』『ヒトラー・カンタータ』『住井すゑ百歳の人間宣言』『ホビの予言』『友の碑～白梅学徒の沖縄戦～』『東京原発』『我が子の碑～人形たちと生きた六十年～』『映画 日本国憲法』

それぞれ映画のつくり手、上映会の作り手の熱意が伝わってきます。ちょっとのぞいてみてください。